

## 第 6 号議案

### 久留米市教育委員会教育情報セキュリティ規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

文部科学省「教育セキュリティに関するガイドライン」の改正等を踏まえ、教育情報に関する適切なセキュリティ環境を継続的に確保するため、本市の学校情報セキュリティ規則を教育セキュリティ規則へ全部改正するもの。

## 久留米市教育委員会教育情報セキュリティ規則

久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成29年久留米市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、教育情報セキュリティ確保のための体制及び方策に係る基本的な事項を定めることにより、学校等（学校その他の教育機関であつて教育委員会が所管するもの及び教育委員会をいう。以下同じ。）が保有する教育情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持を図り、もつて教育行政サービスを安全かつ効率的に提供することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網並びにその構成機器であるハードウェア及びソフトウェアをいう。
- (2) 教育情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 教育情報資産 学校等において教育の用に供するために保有するもので、次に掲げるものをいう。
  - ア ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
  - イ ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報
  - ウ 教育情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書
- (4) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (5) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

- (6) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 教育情報セキュリティ 教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (8) 教育情報セキュリティインシデント ウイルス感染、不正アクセスその他の校務運営に影響を及ぼし、教育情報セキュリティを脅かす事件及び事故並びにセキュリティ上好ましくない事象及び事態のことをいう。
- (9) 教育CSIRT 教育情報セキュリティインシデントの関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報等を収集及び分析し、適切な対処を行うための組織をいう。
- (10) 教職員等 学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、講師、事務職員、技術職員、学校栄養職員及び指導主事並びにこれらに準ずるものをいう。
- (11) 教育情報セキュリティポリシー この規則及び第4条第1項の教育情報セキュリティ対策基準を総称する。

(想定する脅威)

第3条 教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、次に掲げる脅威を想定し、教育情報セキュリティに関するあらゆる方策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による教育情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 教育情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定のミス、メンテナンス不備、内部及び外部の監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因によ

る教育情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(規範)

第4条 教育情報セキュリティに関する方策は、この規則を最上位の規範とし、具体的な遵守事項及び判断基準等を定めた教育情報セキュリティ対策基準（以下「教育情報セキュリティ対策基準」という。）並びに教育情報セキュリティ対策基準を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順（以下「教育情報セキュリティ実施手順」という。）に基づき実施するものとする。

2 教育情報セキュリティ対策基準及び教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。

（教職員等の遵守義務）

第5条 全ての教職員等は、教育情報セキュリティの重要性を理解し、業務の遂行に当たっては、教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

2 教職員等は、職務の遂行において使用する教育情報資産を保護するため、次に掲げる法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

関する法律（平成25年法律第27号）

(7) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）

(8) 久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久留米市条例第1号）

（組織体制）

第6条 学校等における教育情報セキュリティの確保を推進する組織体制を確立するため、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職にある者をもって充てる。

(1) 最高教育情報セキュリティ責任者 教育部長

(2) 統括教育情報セキュリティ責任者 教育部次長

(3) 教育情報セキュリティ責任者 教育ICT推進課長（高等学校にあつては校長）

(4) 教育情報セキュリティ管理者 校長、課長及び教育センター所長

(5) 教育情報システム管理者 校長（高等学校にあつては事務長）、教育情報システムを所管する課の課長及び教育センター所長

(6) 教育情報システム担当者 教育情報システム管理者が指名した者

（最高教育情報セキュリティ責任者）

第7条 最高教育情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。

）は、学校等における全てのネットワーク、教育情報システム等の教育情報資産の管理及び教育情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

（統括教育情報セキュリティ責任者）

第8条 統括教育情報セキュリティ責任者は、CISOを補佐し、次に掲げる事項について統括的権限及び責任を有する。

(1) 学校等の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等

(2) 学校等の全てのネットワーク及びシステムにおける教育情報セキュリティ対策

- (3) 教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ管理者、教育情報システム管理者及び教育情報システム担当者に対する教育情報セキュリティに関する指導及び助言
- (4) 教育情報セキュリティインシデントが発生した場合（セキュリティ侵害が発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）における措置の実施等
- (5) 学校等の共通的なネットワーク、教育情報セキュリティ実施手順の維持及び管理
- (6) 緊急時のCISOへの早急な報告及び教育情報資産の回復のための対策の実施  
(教育情報セキュリティ責任者)

第9条 教育情報セキュリティ責任者は、次に掲げる事項について、所管する学校等における統括的権限及び責任を有する。

- (1) 教育情報セキュリティ対策に関する事案
- (2) 教育情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等
- (3) 緊急時等における教育情報システムに係る連絡体制の整備、教育情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び教職員等に対する教育、訓練、助言及び指示
- (4) 全ての教育情報資産及びそれらに関する教育情報セキュリティ対策に関する統括的な管理  
(教育情報セキュリティ管理者)

第10条 教育情報セキュリティ管理者は、次に掲げる事項について、その所管する学校等における権限及び責任を有する。

- (1) 所管する学校等における教育情報セキュリティ対策の実施、見直し等
- (2) 所管する学校等において教育情報セキュリティインシデントが発生した場合における措置の実施等
- (3) 所管する学校等における教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守した教育情報セキュリティの実施

、行動規範の違反への対応等

(教育情報システム管理者)

第11条 教育情報システム管理者は、次に掲げる事項について、その所管する教育情報システムにおける権限及び責任を有する。

(1) 所管する教育情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等

(2) 所管する教育情報システムにおける教育情報セキュリティに関する事案

(3) 所管する教育情報システムに係る教育情報セキュリティ実施手順の維持及び管理

(教育情報システム担当者)

第12条 教育情報システム担当者は、教育情報システム管理者の指示等に従い、教育情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行う。

(教育CSIRTの設置)

第13条 教育情報システムに対するサイバー攻撃等の教育情報セキュリティインシデントが発生した際、発生した教育情報セキュリティインシデントを正確に把握し、及び分析し、被害の拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うため、教育CSIRTを置く。

(教育情報セキュリティ対策)

第14条 脅威から教育情報資産を保護するため、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める教育情報セキュリティ対策を行うものとする。

(1) 教育情報資産の分類及び管理 学校等の保有する教育情報資産の重要性及び事故等が起きた場合の影響範囲に応じた分類に基づく教育情報セキュリティ対策

(2) 教育情報システム全体の強靱性の向上 教育情報セキュリティの強化目的として業務の効率性及び利便性の観点を踏まえた教育情報システム全体に対する対策

- (3) 物理的セキュリティ サーバ、情報システム室、通信回線及び教職員等のパソコン等の管理に係る物理的な対策
- (4) 人的セキュリティ 教育情報セキュリティに関する教職員等が遵守すべき事項の制定及び十分な教育並びに啓発を行う等の人的な対策
- (5) 技術的セキュリティ コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策
- (6) 運用 教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティの運用面の対策及び教育情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等における迅速かつ適正に対応するための緊急時対応計画の策定
- (7) 業務委託及び外部サービスの利用 業務委託、外部サービスの利用、ソーシャルメディアサービスの利用等における必要なセキュリティ対策

(緊急時の連絡及び報告体制)

第15条 統括教育情報セキュリティ責任者は、緊急時等の円滑な情報共有を図るため、CISO、統括教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ管理者、教育情報システム管理者及び教育情報システム担当者間の緊急連絡網を整備しなければならない。

2 教育情報セキュリティ管理者は、緊急時等に必要な情報を報告するため、その所管する学校等における緊急時の報告体制を整備しなければならない。

(教育情報セキュリティに関する監査等)

第16条 教育情報セキュリティポリシー、教育情報セキュリティ実施手順その他の教育情報セキュリティに関する遵守状況を検証するため、必要に応じ、監査及び自己点検を実施するものとする。

(教育情報セキュリティポリシー等の見直し)

第17条 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシー等の見直しが必要となった場合、又は教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシー等を見直すものとする。  
(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



久留米市教育委員会教育情報セキュリティ規則（新旧対照表）

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則 平成29年3月31日 久留米市教育委員会規則第2号 久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成23年久留米市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、高度情報通信社会の急速な進展によるネットワークを介した情報システムの利用拡大に伴い、情報資産に対する不正な侵害、災害、事故等の脅威が増大していることに鑑み、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき本市に設置された学校（以下「学校」という。）が保有する情報資産の機密性（情報にアクセスすることを認められた者だけがアクセスできることを確実にすることを含む。）を確保すること、完全性（情報及び処理の方法の正確さ並びに完全である状態を安全に防護することを含む。）及び可用性（許可された利用者が必要ときに情報にアクセスできることを確実にすることを含む。）を安定的に維持し、児童及び生徒が安心して勉学に励むことができるために、情報セキュリティ基本方針その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>○久留米市教育委員会教育情報セキュリティ規則 令和 年 月 日 久留米市教育委員会規則第 号 久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成29年久留米市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>（目的） 第1条 この規則は、<u>教育情報セキュリティ確保のための体制及び方策に係る基本的な事項を定めることにより、学校等（学校その他の教育機関であつて教育委員会が所管するもの及び教育委員会をいう。以下同じ。）が保有する教育情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持を図り、もつて教育行政サービスを安全かつ効率的に提供することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

<p>(1) 電子計算機等 ハードウェア及びソフトウェアで構成するコンピュータ及び周辺機器並びに電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) ネットワーク 電子計算機等を相互に接続するための通信網及び接続に必要な機器で構成される仕組みをいう。</p> <p>(3) 情報システム 電子計算機等及びネットワークによって処理を行う環境をいう。</p> <p>(4) 教育情報 学校の情報システムで取り扱う教育の用に供する全てのデータをいう。</p> <p>(5) 情報資産 情報システム及び教育情報をいう。</p> <p>(6) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。</p> <p>(7) 情報セキュリティインシデント ウイルス感染、不正アクセスその他の校務運営に影響を及ぼし、情報セキュリティを脅かしたりする事件や事故及びセキュリティ上好ましくない事象や事象のすることをいう。</p> <p>(8) CSIRT 情報セキュリティインシデントの関連情報、脆弱性情</p>	<p>削除</p> <p>(1) ネットワーク <u>コンピュータ等を相互に接続するための通信網並びにその構成機器であるハードウェア及びソフトウェアをいう。</u></p> <p>(2) <u>教育情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。</u> 削除</p> <p>(3) <u>教育情報資産 学校等において教育の用に供するために保有するもので、次に掲げるものをいう。</u> ア <u>ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体</u> イ <u>ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報</u> ウ <u>教育情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書</u> 削除 ⇒ (7)へ</p> <p>削除 ⇒ (8)へ</p> <p>削除 ⇒ (9)へ</p>
--	--

<p>報、攻撃予兆情報を収集し、及び分析し、適切な対処を行うための組織のことをいう。</p> <p>(9) 不正アクセス 情報システムを利用する者が、その者に与えられた権限によって許された行為以外の行為を、ネットワークを介して意図的に行うことをいう。</p> <p>(10) ウイルス 第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたコンピュータプログラムであり、次に掲げる機能の一つ以上を有するものをいう。</p> <p>ア 自己伝染機能 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし、又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能</p> <p>イ 潜伏機能 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能</p> <p>ウ 発病機能 プログラム、データ等のファイルを破壊し、又は設計者の意図しない動作をさせる等の機能</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>(4) <u>機密性</u> <u>情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること</u>をいう。</p> <p>(5) <u>完全性</u> <u>情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること</u>をいう。</p> <p>(6) <u>可用性</u> <u>情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されことなく、情報にアクセスできる状態を確保すること</u>をいう。</p> <p>(7) <u>教育情報セキュリティ</u> <u>教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること</u>をいう。</p> <p>(8) <u>教育情報セキュリティインシデント</u> <u>ウイルス感染、不正アクセス</u></p>
--	---

<p>(11) 教職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、講師、事務職員、技術職員及び学校栄養職員並びにこれらに準ずるものをいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この規則は、学校において教育の用に供する全ての情報資産に適用する。</p>	<p>スその他の校務運営に影響を及ぼし、<u>教育情報セキュリティを脅かす事件や事故及びセキュリティ上好ましくない事象や事態の</u>ことをいう。</p> <p>(9) <u>教育CSIRT 教育情報セキュリティインシデントの関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報を収集及び分析し、適切な対応を行うための組織をいう。</u></p> <p>(10) <u>教職員等 学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、講師、事務職員、技術職員、学校栄養職員及び指導主事並びにこれらに準ずるものをいう。</u></p> <p>(11) <u>教育情報セキュリティポリシー この規則及び第4条第1項の教育情報セキュリティ対策基準を総称する。</u></p> <p>削除</p> <p>(想定する脅威)</p> <p>第3条 <u>教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、次に掲げる脅威を想定し、教育情報セキュリティに関するあらゆる方策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による教育情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取、内部不正等</u></p> <p>(2) <u>教育情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、内部及び外部の監査機能の不備、委託管理</u></p>
---	--

<p>(教職員の責務)</p> <p>第4条 教職員は、情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行に当たり、この規則を遵守しなければならない。</p> <p>2 教職員は、情報資産の取扱いに当たり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。</p>	<p>の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による教育情報資産の漏えい、破壊、消去等</p> <p>(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等</p> <p>(4) 要員不足に伴うシステム運用の機能不全等</p> <p>(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等</p> <p>(規範)</p> <p>第4条 教育情報セキュリティに関する方策は、この規則を最上位の規範とし、具体的な遵守事項及び判断基準等を定めた教育情報セキュリティ対策基準（以下「教育情報セキュリティ対策基準」という。）並びに教育情報セキュリティ対策基準を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順（以下「教育情報セキュリティ実施手順」という。）に基づき実施するものとする。</p> <p>2 教育情報セキュリティ対策基準及び教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。</p> <p>(教職員等の遵守義務)</p> <p>第5条 全ての教職員等は、教育情報セキュリティの重要性を理解し、業務の遂行に当たっては、教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。</p> <p>2 教職員等は、職務の遂行において使用する教育情報資産を保護するため、次に掲げる法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）</p> <p>(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）</p>
--	---

<p>(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</p> <p>(2) 久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久留米市条例第1号）</p> <p>(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）</p> <p>(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）</p> <p>（情報セキュリティ管理体制）</p> <p>第5条 学校での教育の用に供する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進し、管理するために、次に掲げる職を置く。</p> <p>(1) 最高情報セキュリティ責任者</p> <p>(2) 情報セキュリティ責任者</p> <p>(3) 情報セキュリティ管理者</p> <p>(4) 情報システム管理者</p> <p>（最高情報セキュリティ責任者）</p>	<p>(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）</p> <p>(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）</p> <p>(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</p> <p>(6) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u></p> <p>(7) <u>サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）</u></p> <p>(8) 久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久留米市条例第1号）</p> <p>削除 ⇒ (3)へ</p> <p>削除 ⇒ (4)へ</p> <p>（組織体制）</p> <p>第6条 学校等における教育情報セキュリティの確保を推進する組織体制を確立するため、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) 最高教育情報セキュリティ責任者 教育部長</p> <p>(2) 統括教育情報セキュリティ責任者 教育部次長</p> <p>(3) 教育情報セキュリティ責任者 教育ICT推進課長（高等学校にあっては校長）</p> <p>(4) 教育情報セキュリティ管理者 校長、課長及び教育センター所長</p> <p>(5) 教育情報システム管理者 校長（高等学校にあっては事務長）、教育情報システムを所管する課の課長及び教育センター所長</p> <p>(6) 教育情報システム担当者 教育情報システム管理者が指名した者（最高教育情報セキュリティ責任者）</p>
---	--

<p>第6条 最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）は、学校での教育の用に供する全ての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。</p> <p>2 CISOは、教育部長をもって充てる。</p> <p>(情報セキュリティ責任者)</p> <p>第7条 情報セキュリティ責任者は、CISOを補佐し、学校での教育の用に供する全ての情報資産及びそれらに関する情報セキュリティ</p>	<p>第7条 最高教育情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）は、学校等における全てのネットワーク、教育情報システム等の教育情報資産の管理及び教育情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。</p> <p>削除 (統括教育情報セキュリティ責任者)</p> <p>第8条 統括教育情報セキュリティ責任者は、CISOを補佐し、次に掲げる事項について統括的権限及び責任を有する。</p> <p>(1) 学校等の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等</p> <p>(2) 学校等の全てのネットワーク及びシステムにおける教育情報セキュリティ対策</p> <p>(3) 教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ管理者、教育情報システム管理者及び教育情報システム担当者に対する教育情報セキュリティに関する指導及び助言</p> <p>(4) 教育情報セキュリティインシデントが発生した場合（セキュリティ侵害が発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）における措置の実施等</p> <p>(5) 学校等の共通的なネットワーク、教育情報セキュリティ実施手順の維持及び管理</p> <p>(6) 緊急時のCISOへの早急な報告及び教育妙法資産の回復のための対策の実施</p> <p>(教育情報セキュリティ責任者)</p> <p>第9条 教育情報セキュリティ責任者は、次に掲げる事項について、所管する課等及び学校等における統括的権限及び責任を有する。</p>
--	---

<p>対策の統括的な管理を行う。</p> <p>2 情報セキュリティ責任者は、教育センター所長をもって充てる。</p> <p>(情報セキュリティ管理者等)</p> <p>第8条 情報セキュリティ管理者は、学校における情報セキュリティ対策を管理する。</p> <p>2 情報セキュリティ管理者は、校長をもって充てる。</p> <p>3 情報セキュリティ管理者は、その学校の教職員の中から情報セキュリティ担当者を定め、その補佐をさせることができる。</p>	<p>(1) <u>教育情報セキュリティ対策に関する事案</u></p> <p>(2) <u>教育情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等</u></p> <p>(3) <u>緊急時等における教育情報システムに係る連絡体制の整備、教育情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び教職員等に対する教育、訓練、助言及び指示</u></p> <p>(4) <u>全ての教育情報資産及びそれらに関する教育情報セキュリティ対策に関する統括的な管理</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(教育情報セキュリティ管理者)</p> <p><u>第10条 教育情報セキュリティ管理者は、次に掲げる事項について、その所管する課等及び学校等における権限及び責任を有する。</u></p> <p>(1) <u>所管する学校等における教育情報セキュリティ対策の実施、見直し等</u></p> <p>(2) <u>所管する学校等において教育情報セキュリティインシデントが発生した場合における措置の実施等</u></p> <p>(3) <u>所管する学校等における教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守した教育情報セキュリティの実施、行動規範の違反への対応等</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(教育情報システム管理者)</p> <p><u>第11条 教育情報システム管理者は、次に掲げる事項について、その所管する教育情報システムにおける権限及び責任を有する。</u></p>
--	--

<p>(情報システム管理者等)</p> <p>第9条 情報システム管理者は、所管する情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し及び当該情報システムの情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。</p> <p>2 情報システム管理者は、情報システムを所管する課等の長をもって充てる。</p> <p>3 情報システム管理者は、情報システム担当者を定め、その補佐をさせることができる。</p> <p>(久留米市教育CSIRTの設置)</p> <p>第10条 情報システムに対するサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントが発生した際、発生した情報セキュリティインシデントを正確に把握し、及び分析し、被害の拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うため、久留米市教育CSIRTを置く。</p> <p>(情報資産の分類)</p> <p>第11条 情報資産については、その重要度に応じて分類を行う。</p>	<p>(1) <u>所管する情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等</u></p> <p>(2) <u>所管する教育情報システムにおける情報セキュリティに関する事案</u></p> <p>(3) <u>所管する教育情報システムに係る教育情報セキュリティ実施手順の維持・管理</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(教育情報システム担当者)</p> <p>第12条 <u>教育情報システム担当者は、教育情報システム管理者の指示等に従い、教育情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行う。</u></p> <p>(教育CSIRTの設置)</p> <p>第13条 <u>教育情報システムに対するサイバー攻撃等の教育情報セキュリティインシデントが発生した際、発生した教育情報セキュリティインシデントを正確に把握し、及び分析し、被害の拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うため、教育CSIRTを置く。</u></p> <p><u>削除</u></p>
--	--

<p>(情報セキュリティ対策)</p> <p>第12条 情報資産を保護するために、次に掲げるセキュリティ対策を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限や責任を定め、教職員に対する十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずること。</li> <li>(2) 物理的セキュリティ対策 情報資産への損傷、妨害等から保護するために物理的な対策を講ずること。</li> <li>(3) 技術的セキュリティ対策 情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するために情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策を講ずること。</li> <li>(4) 運用におけるセキュリティ対策 この規則その他情報セキュリティに関する法令の遵守状況の確認等の運用面の対策及び緊急事態が発生した場合に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講ずること。</li> </ol>	<p>(教育情報セキュリティ対策)</p> <p>第14条 脅威から教育情報資産を保護するため、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める教育情報セキュリティ対策を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>教育情報資産の分類及び管理</u> 学校等の保有する教育情報資産の重要性及び事故等が起きた場合の影響範囲に応じた分類に基づく教育情報セキュリティ対策</li> <li>(2) <u>教育情報システム全体の強靱性の向上</u> 教育情報セキュリティの強化目的として業務の効率性及び利便性の観点を踏まえた教育情報システム全体に対する対策</li> <li>(3) <u>物理的セキュリティ</u> サーバ、情報システム室、通信回線及び教職員等のパソコン等の管理に係る物理的な対策</li> <li>(4) <u>人的セキュリティ</u> 教育情報セキュリティに関する教職員等が遵守すべき事項の制定及び十分な教育並びに啓発を行う等の人的な対策 削除 ⇒ (3)へ</li> <li>(5) <u>技術的セキュリティ</u> コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策</li> <li>(6) <u>運用</u> 教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティの運用面の対策及び教育情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等における迅速かつ適正に対応するための緊急時対応計画の策定</li> </ol>
---	---

<p>(情報セキュリティ対策基準の策定)</p> <p>第13条 CIS0は、前条の対策を講ずるに当り、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的に定めるため、必要となる基本的な要件を明記した久留米市学校情報セキュリティ対策基準（以下、「対策基準」という。）を策定しなければならない。</p> <p>(情報セキュリティ実施手順の策定)</p> <p>第14条 情報セキュリティ管理者は、この規則及び対策基準に基づき、その属する学校の情報資産について、情報セキュリティの実施に関する具体的な手順を定めた学校情報セキュリティ実施手順（以</p>	<p>(7) <u>業務委託及び外部サービスの利用 業務委託、外部サービスの利用、ソーシャルメディアサービスの利用等における必要なセキュリティ対策</u></p> <p>(緊急時の連絡及び報告体制)</p> <p>第15条 <u>統括教育情報セキュリティ責任者は、緊急時等の円滑な情報共有を図るため、CISO、統括教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ管理者、教育情報システム管理者及び教育情報システム担当者の緊急連絡網を整備しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育情報セキュリティ管理者は、緊急時等に必要な情報を報告するため、その所管する学校等における緊急時の報告体制を整備しなければならない。</u></p> <p>(教育情報セキュリティに関する監査等)</p> <p>第16条 <u>教育情報セキュリティポリシー、教育情報セキュリティ実施手順その他の教育情報セキュリティに関する遵守状況を検証するため、必要に応じ、監査及び自己点検を実施するものとする。</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p>
--	---

<p>下「実施手順」という。)を策定しなければならない。</p> <p>(情報資産の管理)</p> <p>第15条 情報セキュリティ管理者は、その属する学校の情報資産について、この規則、対策基準及び実施手順に従い適正な管理を行うよう、当該学校の教職員を指導し、及び監督しなければならない。</p> <p>(情報資産の利用)</p> <p>第16条 教職員は、業務以外の目的で情報資産を利用してはならない。</p> <p>(違反者への対応)</p> <p>第17条 この規則及び対策基準に違反した教職員については、その違反の重大性及び発生した侵害等の状況等に応じて懲戒処分又は懲戒処分の内申の対象とする。</p> <p>(情報セキュリティ実施状況の検証)</p> <p>第18条 情報セキュリティ責任者は、この規則及び対策基準が遵守されていることを確認するため、定期的に情報セキュリティ実施状況の検証を行う。</p> <p>(見直しの実施)</p> <p>第19条 情報セキュリティ実施状況の検証結果等を踏まえるとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、この規則、対策基準及び実施手順の見直しを適宜行う。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(<u>教育情報セキュリティポリシー等の見直し</u>)</p> <p><u>第17条 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシー等の見直しが必要となつた場合、又は教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になつた場合には、教育情報セキュリティポリシー等を見直すものとする。</u></p> <p><u>削除</u></p>
--	---

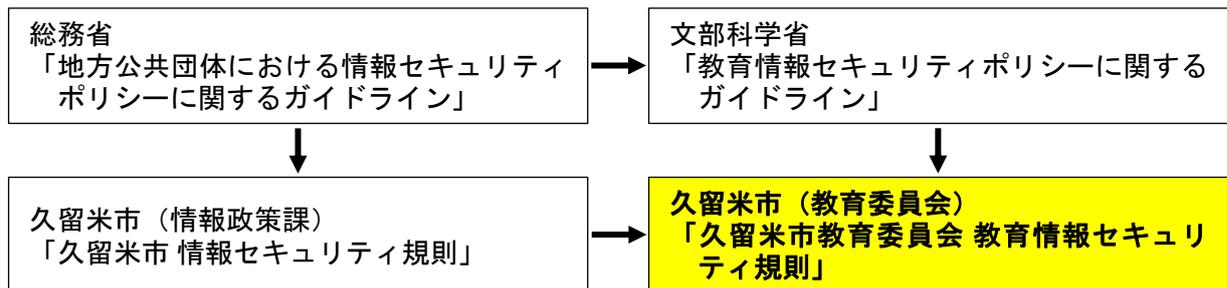
<p>附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和5年3月31日教育委員会規則第9号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(補則) 第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>
--	--

## 「久留米市教育委員会教育情報セキュリティ規則」の改正について

### 1. 趣旨

久留米市教育委員会では、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改正内容等を踏まえ、教育情報の適切なセキュリティ環境を継続的に確保するため、教育情報セキュリティ規則の改正を行うもの。

\*久留米市の行政分野における情報セキュリティ対策に関する基本方針である「久留米市情報セキュリティ規則」（令和5年4月1日改正）に準じた改正。



### 2. 「久留米市教育委員会教育情報セキュリティ規則」の主な改正点

#### (1) 教育情報資産に対する想定する脅威の明確化 <<第3条>>

- ①部外者による各種サイバー攻撃等
- ②教育情報資産の無断持出や無許可ソフトウェアの使用等の非意図的要因
- ③災害によるサービス・業務停止
- ④要員不足に伴うシステム運用の機能不全
- ⑤インフラ（給電・通信等）障害からの波及

#### (2) 推進体制の整理 <<第6～11条>> \*別紙参照

#### (3) セキュリティ対策の整理（以下、追加事項）<<第12条>>

- ①重要性に応じた教育情報資産の分類と管理  
\*対策基準において重要度に応じ教育情報資産をⅠ～Ⅳに分類  
(新校務系環境では重要度レベルに応じたセキュリティ対策を実施)
- ②情報システム全体の強靱性の向上にあたり、業務の効率性・利便性の観点も踏まえる
- ③物理的セキュリティの対象としてサーバ・通信回線・パソコンの管理等
- ④業務委託や外部サービス等の利用に際し必要なセキュリティ対策を講じる

#### (4) 緊急時の連絡及び報告体制の整備を明示 <<第13条>>

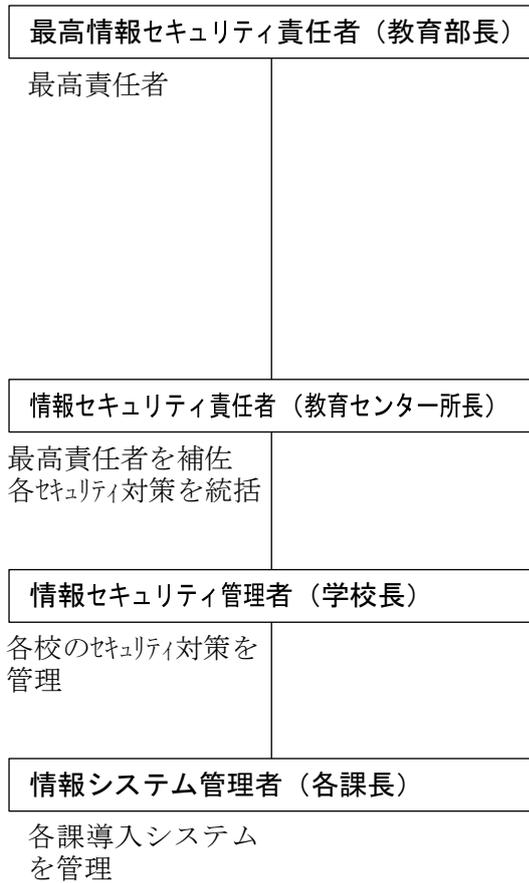
#### (5) 教育情報セキュリティに関する監査等の実施を明示<<第14条>>

### 3. 施行予定日

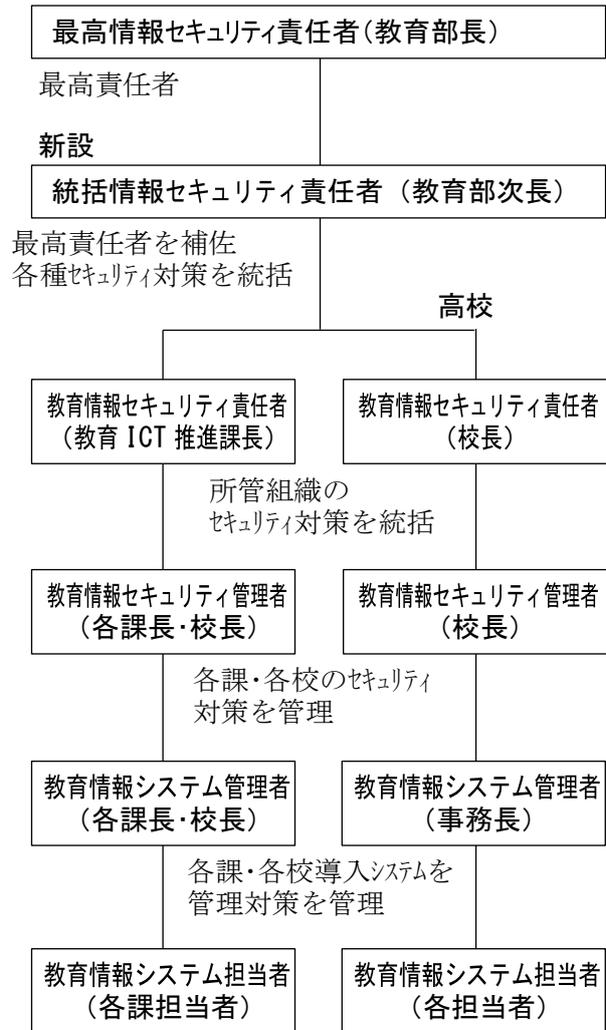
令和6年4月1日

【規則改正別紙】 推進体制の整理

【改正前】



【改正後】



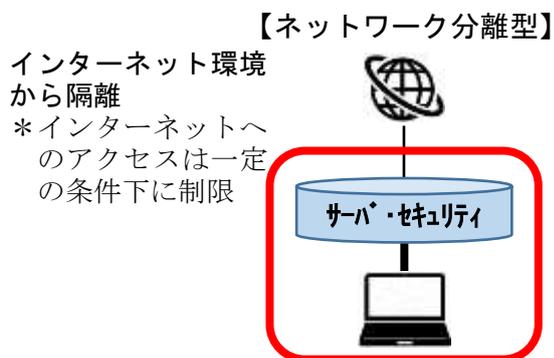
## 《参考》文部科学省「教育セキュリティに関するガイドライン」の改正内容

### (1) 令和3年5月改訂

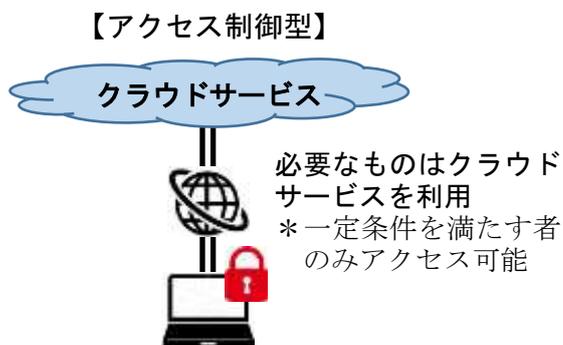
- クラウドサービスを活用したネットワーク構築に必要なセキュリティ対策・課題に対応
- 児童生徒端末と教員用端末から得られる各種教育データの効果的な活用
  - \*GIGA スクール構想など、1人1台端末、1人1アカウント、クラウドサービスの本格的な活用が進んだことへの対応

### (2) 令和4年3月改訂

- セキュリティ対策を講じた推奨ネットワークについて、従来からの「ネットワーク分離によるシステム構成」に加え、利便性や将来性を踏まえた新たなネットワークモデル「アクセス制御によるシステム構成」を追加。



- 外部環境から隔離され、基本的に安全
- サーバ・セキュリティ対策等の全てを自前で構築・メンテナンスが必要
- 災害等による影響を受けやすい
- 端末は限られた場所でしか使えない
- 高度なサイバー攻撃を受けると対応不可



- 自前環境の構築・メンテナンスが不要
- セキュリティ対策等は常に最新版
- クラウド利用により災害等の影響無
- 場所を問わず端末使用が可能
- アカウント・パスワード情報が洩れると情報漏洩に繋がる恐れがある

### (3) 令和6年1月改訂

- 教育分野のパブリッククラウド活用を前提とし、適切なセキュリティ対策の必要性等や、教育委員会や学校現場での運用面での対応を迫記。

## 第 7 号議案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、学校教育法施行規則（昭和 2 2 年 5 月 2 3 日文部省令第 1 1 号）第 1 0 4 条及び第 1 3 5 条並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 1 2 条の 2 第 3 項及び久留米市立小中学校等管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 1 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、高等学校 2 校、特別支援学校 1 校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。



学校評議員新旧対照表

学 校	旧名簿		新名簿	
	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業高等学校	田籠 弘幸	有限会社田籠茂商店代表取締役 特定非営利法人元気っこ未来塾代表 久留米商業高等学校同窓会会長	田籠 弘幸	有限会社田籠茂商店代表取締役 特定非営利法人元気っこ未来塾代表 久留米商業高等学校同窓会会長
	城戸 洋平	九州旅客鉄道株式会社久留米駅長	城戸 洋平	九州旅客鉄道株式会社久留米駅長
	中村 愛	ことまる法律事務所弁護士	中村 愛	ことまる法律事務所弁護士
	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員
	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長		
南筑高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	野瀬 修一	元PTA会長
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授
	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等高校同窓会会長	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会元会長
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部副支部長 久留米板金工業組合支部長 福岡県板金工業組合副理事長	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部副支部長 久留米板金工業組合支部長 福岡県板金工業組合副理事長
	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長
	田坂 公	福岡大学商学部教授	田坂 公	福岡大学商学部教授
久留米特別支援学校	白仁田 深雪	南校区人権啓発推進協議会会長	白仁田 深雪	南校区人権啓発推進協議会会長
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長
	深川 和美	特定非営利法人フレンドスクール理事 元PTA会長	深川 和美	特定非営利法人フレンドスクール理事 元PTA会長
	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 エスネット理事
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元福岡県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元福岡県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事
	向井 純平	久留米大学医学部小児科医師	向井 純平	久留米大学医学部小児科医師

## 久留米市立小中学校等管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

### (学校評議員)

- 第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
  - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
  - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 久留米市立高等学校管理規則

### (学校評議員)

- 第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
  - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
  - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 久留米市学校評議員運営規程

### (組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

### (学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

## 第 8 号議案

久留米市いじめ等防止対策委員会臨時委員の委嘱の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市いじめ等防止対策委員会規則（令和 5 年久留米市教育委員会規則第 8 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時委員を委嘱することについて、急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市いじめ等防止対策委員会臨時委員の委嘱について

久留米市いじめ等防止対策委員会規則（令和5年久留米市教育委員会規則第8号）第3条第2項の規定により、下記の者を久留米市いじめ等防止対策委員会臨時委員に委嘱することについて、教育長により臨時代理したので、報告し、承認を求める。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
弁護士	つるさき ようぞう 鶴崎 陽三	福岡県弁護士会	令和6年3月1日から 当該事案の調査終了まで

○久留米市いじめ等防止対策委員会規則

令和5年3月31日

久留米市教育委員会規則第8号

~~~~~

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、重大事態の調査をするため、必要があるときは、臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 弁護士

(2) 学識経験者

(3) 精神保健福祉士

(4) 公認心理師又は臨床心理士

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 重大事態に関する調査等を行うに当たって、委員が当該事案の関係者と利害関係を有する場合等については、当該委員に代えて前条第2項の規定により臨時委員を委嘱し、又は任命するものとする。



## 第 9 号 議案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

| 氏名                  | 校区  | 任期                                | 氏名                  | 校区  | 任期                                |
|---------------------|-----|-----------------------------------|---------------------|-----|-----------------------------------|
| えとう ようこ<br>江藤 洋子    | 西国分 | 令和6年4月1日<br>から<br>令和8年3月31日<br>まで | やました みゆき<br>山下 みゆき  | 南薫  | 令和6年4月1日<br>から<br>令和8年3月31日<br>まで |
| まつもと せいこ<br>松本 征子   | 西国分 |                                   | むらい けんたろう<br>村井 健太郎 | 南薫  |                                   |
| ごんどう こういち<br>権藤 宏一  | 西国分 |                                   | もりやま こうさく<br>森山 耕作  | 南薫  |                                   |
|                     | 西国分 |                                   | おがわ はつよ<br>小川 初代    | 鳥飼  |                                   |
| つじかみ あつこ<br>辻上 淳子   | 荘島  |                                   | かめやま よしかず<br>亀山 善万  | 鳥飼  |                                   |
| よしなが ひさし<br>良永 尚史   | 荘島  |                                   |                     | 鳥飼  |                                   |
| うちだ みわこ<br>内田 美和子   | 日吉  |                                   | あきやま ともひこ<br>秋山 智彦  | 長門石 |                                   |
| のぐち ひさゆき<br>野口 久幸   | 日吉  |                                   | よしだ のりこ<br>吉田 紀子    | 長門石 |                                   |
| たなか きみよ<br>田中 紀美代   | 篠山  |                                   | きよはら としひろ<br>清原 稔大  | 小森野 |                                   |
| まついし きよあき<br>松石 清亮  | 篠山  |                                   | いふく えり<br>伊福 恵里     | 小森野 |                                   |
| まつもと じゅんいち<br>松本 純一 | 京町  |                                   | たかまつ のぶこ<br>高松 信子   | 金丸  |                                   |
| いいた ともみ<br>飯田 智美    | 京町  |                                   | とみやす たえこ<br>富安 多恵子  | 金丸  |                                   |

| 氏名                 | 校区  | 任期                                | 氏名                  | 校区  | 任期                                |
|--------------------|-----|-----------------------------------|---------------------|-----|-----------------------------------|
| もりやま りょう<br>森山 亮   | 金丸  | 令和6年4月1日<br>から<br>令和8年3月31日<br>まで | おか かずこ<br>岡 和子      | 合川  | 令和6年4月1日<br>から<br>令和8年3月31日<br>まで |
| もりやま えいじ<br>森山 英司  | 金丸  |                                   | よしおか てつや<br>吉岡 哲也   | 合川  |                                   |
| たなか しんじ<br>田中 真二   | 東国分 |                                   | つだ だいきち<br>津田 大吉    | 上津  |                                   |
| いで みつひろ<br>井手 光宏   | 東国分 |                                   | おおつか いきお<br>大塚 功    | 上津  |                                   |
| りゅう すみよ<br>笠 純代    | 東国分 |                                   | いけだ なおき<br>池田 直樹    | 上津  |                                   |
| やじま としお<br>矢島 俊夫   | 南   |                                   | ごとう りょうぞう<br>後藤 量造  | 上津  |                                   |
| ならはら みか<br>檜原 美香   | 南   |                                   | たちばな ゆういち<br>立花 勇一  | 高良内 |                                   |
| むらさか やすのぶ<br>村坂 康信 | 南   |                                   | こんどう まこと<br>近藤 誠    | 高良内 |                                   |
| いずみ あきこ<br>泉 明子    | 南   |                                   | かなざわ えみこ<br>金沢 恵美子  | 高良内 |                                   |
| いけぶち さをり<br>池淵 さをり | 山川  |                                   | よしむら りょうへい<br>吉村 亮平 | 宮ノ陣 |                                   |
| とよふく てつじ<br>豊福 哲治  | 山川  |                                   | やまぐち たかひろ<br>山口 高洋  | 宮ノ陣 |                                   |
| みつ のぶ ひろこ<br>光延 弘子 | 御井  |                                   | いしやま やすよ<br>石山 育代   | 宮ノ陣 |                                   |
| えとう かずよ<br>江藤 和代   | 御井  |                                   | えさき なおみ<br>江崎 直美    | 山本  |                                   |
| や の あきら<br>矢野 彰    | 御井  |                                   | いのうえ りゅういち<br>井上 隆一 | 山本  |                                   |
| たなか ちなみ<br>田中 千浪   | 合川  |                                   | ごうばる かずのり<br>合原 一範  | 草野  |                                   |
| てらだ こういち<br>寺田 耕一  | 合川  |                                   |                     | 草野  |                                   |

| 氏名                  | 校区  | 任期                                | 氏名                  | 校区  | 任期                                |
|---------------------|-----|-----------------------------------|---------------------|-----|-----------------------------------|
|                     | 荒木  | 令和6年4月1日<br>から<br>令和8年3月31日<br>まで | むらかみ きとこ<br>村上 里子   | 津福  | 令和6年4月1日<br>から<br>令和8年3月31日<br>まで |
|                     | 荒木  |                                   | べつぷ りょういち<br>別府 亮一  | 田主丸 |                                   |
|                     | 荒木  |                                   | くぼ た なおこ<br>久保田 直子  | 田主丸 |                                   |
|                     | 荒木  |                                   | えぐち けいすけ<br>江口 慶祐   | 水縄  |                                   |
| こが ひであき<br>古賀 英明    | 大善寺 |                                   | みなみぞの こういち<br>南園 浩一 | 水縄  |                                   |
| つばきはら たけし<br>椿原 武   | 大善寺 |                                   | いけだ てつや<br>池田 哲也    | 川会  |                                   |
| ふくしま かずひこ<br>福嶋 和彦  | 安武  |                                   | いまむら たけふみ<br>今村 武文  | 川会  |                                   |
| かめやま やすのり<br>亀山 保典  | 安武  |                                   | いくの よしのり<br>生野 善則   | 船越  |                                   |
| ただ みほこ<br>高田 美保子    | 善導寺 |                                   | たごもり さだよし<br>田籠 禎剛  | 船越  |                                   |
| かねこ まさたか<br>金子 政隆   | 善導寺 |                                   | こにし ひろえ<br>小西 裕也    | 水分  |                                   |
| わかまつ りか<br>若松 理香    | 大橋  |                                   | たけがみ おさむ<br>竹上 統    | 水分  |                                   |
| あきなが よしまつ<br>秋永 芳松  | 大橋  |                                   | はらだ かずもり<br>原田 和守   | 竹野  |                                   |
| ふじた しろう<br>藤田 士郎    | 青峰  |                                   | しおたり ゆうじ<br>塩足 裕司   | 竹野  |                                   |
| ふじき ゆうこ<br>藤木 裕子    | 青峰  |                                   | むた ゆきひろ<br>牟田 幸宏    | 柴刈  |                                   |
| うえの けいぞう<br>上野 慶三   | 津福  |                                   | ちよだ かつとし<br>千代田 勝稔  | 柴刈  |                                   |
| つるさき みゆき<br>津留崎 みゆき | 津福  |                                   | とどろき としはる<br>轟 俊治   | 弓削  |                                   |

| 氏名                 | 校区 | 任期                                | 氏名                 | 校区  | 任期                                |
|--------------------|----|-----------------------------------|--------------------|-----|-----------------------------------|
| ならはし かずひこ<br>檜橋 一彦 | 弓削 | 令和6年4月1日<br>から<br>令和8年3月31日<br>まで | わたなべ ひさこ<br>渡邊 久子  | 城島  | 令和6年4月1日<br>から<br>令和8年3月31日<br>まで |
| なかむら えつじ<br>中村 悦士  | 大城 |                                   | いけまつ かずひこ<br>池松 和彦 | 江上  |                                   |
| はるやま あさみ<br>春山 麻早  | 大城 |                                   | かのう かおり<br>過能 香織   | 江上  |                                   |
| さわみず こういち<br>澤水 孝一 | 北野 |                                   | とみた まさたか<br>富田 正孝  | 青木  |                                   |
| こが きみこ<br>古賀 喜美子   | 北野 |                                   | よしたけ あつこ<br>吉武 敦子  | 青木  |                                   |
| たむら ようすけ<br>田村 陽介  | 金島 |                                   | つつみ しんや<br>堤 信也    | 犬塚  |                                   |
| はら ひとし<br>原 整      | 金島 |                                   | きのした けい<br>木下 慶    | 犬塚  |                                   |
| えしま としたか<br>江島 利孝  | 浮島 |                                   | こが あゆみ<br>古賀 亜由美   | 三潁  |                                   |
| すえつぐ ひろあき<br>末次 弘明 | 浮島 |                                   | えしま ひろはる<br>江嶋 宏春  | 三潁  |                                   |
| まつのぶ やすゆき<br>松延 安幸 | 下田 |                                   | たかやま ひろあき<br>高山 裕明 | 西牟田 |                                   |
| おおつ みや<br>大津 美弥    | 下田 |                                   | やました かずよ<br>山下 和代  | 西牟田 |                                   |
| のぐち ひさお<br>野口 寿穂   | 城島 |                                   |                    |     |                                   |



久留米市スポーツ推進委員新旧対照表

| 旧 名 簿 |        | 新 名 簿 |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 校区    | 氏 名    | 校区    | 氏 名    |
| 西国分   | 江藤 洋子  | 西国分   | 江藤 洋子  |
| 西国分   | 松本 征子  | 西国分   | 松本 征子  |
| 西国分   | 権藤 宏一  | 西国分   | 権藤 宏一  |
| 西国分   | 本田 臣   | 西国分   | —      |
| 荘島    | 辻上 淳子  | 荘島    | 辻上 淳子  |
| 荘島    | 良永 尚史  | 荘島    | 良永 尚史  |
| 日吉    | 内田 美和子 | 日吉    | 内田 美和子 |
| 日吉    | 野口 久幸  | 日吉    | 野口 久幸  |
| 篠山    | 田中 紀美代 | 篠山    | 田中 紀美代 |
| 篠山    | 松石 清亮  | 篠山    | 松石 清亮  |
| 京町    | 松本 純一  | 京町    | 松本 純一  |
| 京町    | 坂井 ふぢ子 | 京町    | ※飯田 智美 |
| 南薫    | 山下 みゆき | 南薫    | 山下 みゆき |
| 南薫    | 村井 健太郎 | 南薫    | 村井 健太郎 |
| 南薫    | 小川 直樹  | 南薫    | ※森山 耕作 |
| 鳥飼    | 小川 初代  | 鳥飼    | 小川 初代  |
| 鳥飼    | 亀山 善万  | 鳥飼    | 亀山 善万  |
| 鳥飼    | —      | 鳥飼    | —      |
| 長門石   | 秋山 智彦  | 長門石   | 秋山 智彦  |
| 長門石   | 吉田 紀子  | 長門石   | 吉田 紀子  |
| 小森野   | 清原 稔大  | 小森野   | 清原 稔大  |
| 小森野   | 伊福 恵里  | 小森野   | 伊福 恵里  |
| 金丸    | 高松 信子  | 金丸    | 高松 信子  |

| 旧 名 簿 |        | 新 名 簿 |                                        |
|-------|--------|-------|----------------------------------------|
| 校区    | 氏 名    | 校区    | 氏 名                                    |
| 金丸    | 富安 多恵子 | 金丸    | 富安 <sup>とみやす</sup> 多恵子 <sup>たえこ</sup>  |
| 金丸    | 森山 亮   | 金丸    | 森山 <sup>もりやま</sup> 亮 <sup>りょう</sup>    |
| 金丸    | 森山 英司  | 金丸    | 森山 <sup>もりやま</sup> 英司 <sup>えいじ</sup>   |
| 東国分   | 田中 真二  | 東国分   | 田中 <sup>たなか</sup> 真二 <sup>しんじ</sup>    |
| 東国分   | 井手 光宏  | 東国分   | 井手 <sup>いで</sup> 光宏 <sup>みつひろ</sup>    |
| 東国分   | 笠 純代   | 東国分   | 笠 <sup>りゅう</sup> 純代 <sup>すみよ</sup>     |
| 南     | 矢島 俊夫  | 南     | 矢島 <sup>やじま</sup> 俊夫 <sup>としお</sup>    |
| 南     | 檜原 美香  | 南     | 檜原 <sup>ならはら</sup> 美香 <sup>みか</sup>    |
| 南     | 村坂 康信  | 南     | 村坂 <sup>むらさか</sup> 康信 <sup>やすのぶ</sup>  |
| 南     | 泉 明子   | 南     | 泉 <sup>いずみ</sup> 明子 <sup>あきこ</sup>     |
| 山川    | 池淵 さをり | 山川    | 池淵 <sup>いけがち</sup> さをり                 |
| 山川    | 豊福 哲治  | 山川    | 豊福 <sup>とよふく</sup> 哲治 <sup>てつじ</sup>   |
| 御井    | 石橋 良子  | 御井    | ※光延 <sup>みつのぶ</sup> 弘子 <sup>ひろこ</sup>  |
| 御井    | 江藤 和代  | 御井    | 江藤 <sup>えとう</sup> 和代 <sup>かずよ</sup>    |
| 御井    | 矢野 彰   | 御井    | 矢野 <sup>やの</sup> 彰 <sup>あきら</sup>      |
| 合川    | 田中 千浪  | 合川    | 田中 <sup>たなか</sup> 千浪 <sup>ちなみ</sup>    |
| 合川    | 寺田 耕一  | 合川    | 寺田 <sup>てらだ</sup> 耕一 <sup>こういち</sup>   |
| 合川    | 岡 和子   | 合川    | 岡 <sup>おか</sup> 和子 <sup>かずこ</sup>      |
| 合川    | 吉岡 哲也  | 合川    | 吉岡 <sup>よしおか</sup> 哲也 <sup>てつや</sup>   |
| 上津    | 津田 大吉  | 上津    | 津田 <sup>つだ</sup> 大吉 <sup>だいきち</sup>    |
| 上津    | 日野 直子  | 上津    | ※大塚 <sup>おおつか</sup> 功 <sup>いさお</sup>   |
| 上津    | 村山 一也  | 上津    | ※池田 <sup>いけだ</sup> 直樹 <sup>なおき</sup>   |
| 上津    | 後藤 量造  | 上津    | 後藤 <sup>ごとう</sup> 量造 <sup>りょうぞう</sup>  |
| 高良内   | 梅野 忠光  | 高良内   | ※立花 <sup>たちばな</sup> 勇一 <sup>ゆういち</sup> |

| 旧 名 簿 |        | 新 名 簿 |                                     |
|-------|--------|-------|-------------------------------------|
| 校区    | 氏 名    | 校区    | 氏 名                                 |
| 高良内   | 近藤 誠   | 高良内   | 近藤 誠<br><small>こんどう まこと</small>     |
| 高良内   | 金沢 恵美子 | 高良内   | 金沢 恵美子<br><small>かなざわ えみこ</small>   |
| 宮ノ陣   | 陣内 博   | 宮ノ陣   | ※吉村 亮平<br><small>よしむら りょうへい</small> |
| 宮ノ陣   | 山口 高洋  | 宮ノ陣   | 山口 高洋<br><small>やまぐち たかひろ</small>   |
| 宮ノ陣   | 石山 育代  | 宮ノ陣   | 石山 育代<br><small>いしやま やすよ</small>    |
| 山本    | 小屋松 幸子 | 山本    | ※江崎 直美<br><small>えさき なおみ</small>    |
| 山本    | 井上 隆一  | 山本    | 井上 隆一<br><small>いのうえ りゅういち</small>  |
| 草野    | 合原 一範  | 草野    | 合原 一範<br><small>ごうばら かずのり</small>   |
| 草野    | 平木 一彦  | 草野    | —                                   |
| 荒木    | 一木 美香  | 荒木    | —                                   |
| 荒木    | 緒方 勉   | 荒木    | —                                   |
| 荒木    | —      | 荒木    | —                                   |
| 荒木    | —      | 荒木    | —                                   |
| 大善寺   | 古賀 英明  | 大善寺   | 古賀 英明<br><small>こが ひであき</small>     |
| 大善寺   | 椿原 武   | 大善寺   | 椿原 武<br><small>つばきはら たけし</small>    |
| 安武    | 原口 吉郎  | 安武    | ※福嶋 和彦<br><small>ふくしま かずひこ</small>  |
| 安武    | 亀山 保典  | 安武    | 亀山 保典<br><small>かめやま やすのり</small>   |
| 善導寺   | 高田 美保子 | 善導寺   | 高田 美保子<br><small>たかだ みほこ</small>    |
| 善導寺   | 金子 政隆  | 善導寺   | 金子 政隆<br><small>かねこ まさたか</small>    |
| 大橋    | 若松 理香  | 大橋    | 若松 理香<br><small>わかまつ りか</small>     |
| 大橋    | 秋永 芳松  | 大橋    | 秋永 芳松<br><small>あきなが よしまつ</small>   |
| 青峰    | 藤田 士郎  | 青峰    | 藤田 士郎<br><small>ふじた しろう</small>     |
| 青峰    | 藤木 裕子  | 青峰    | 藤木 裕子<br><small>ふじき ゆうこ</small>     |
| 津福    | 上野 慶三  | 津福    | 上野 慶三<br><small>うえの けいぞう</small>    |

| 旧 名 簿 |         | 新 名 簿 |                                        |
|-------|---------|-------|----------------------------------------|
| 校区    | 氏 名     | 校区    | 氏 名                                    |
| 津福    | 田中 秀和   |       |                                        |
| 津福    | 津留崎 みゆき | 津福    | 津留崎 <sup>つるさき</sup> みゆき                |
| 津福    | 村上 里子   | 津福    | 村上 <sup>むらかみ</sup> 里子 <sup>さとこ</sup>   |
| 田主丸   | 岡 義國    | 田主丸   | ※別府 <sup>べっふ</sup> 亮一 <sup>りょういち</sup> |
| 田主丸   | 久保田 直子  | 田主丸   | 久保田 <sup>くぼた</sup> 直子 <sup>なおこ</sup>   |
| 水縄    | 江口 慶祐   | 水縄    | 江口 <sup>えぐち</sup> 慶祐 <sup>けいすけ</sup>   |
| 水縄    | 南園 浩一   | 水縄    | 南園 <sup>みなみぞの</sup> 浩一 <sup>こういち</sup> |
| 川会    | 郷原 詔之   | 川会    | ※池田 <sup>いけだ</sup> 哲也 <sup>てつや</sup>   |
| 川会    | 今村 武文   | 川会    | 今村 <sup>いまむら</sup> 武文 <sup>たけふみ</sup>  |
| 船越    | 古賀 学    | 船越    | ※生野 <sup>いくの</sup> 善則 <sup>よしのり</sup>  |
| 船越    | 倉富 信枝   | 船越    | ※田籠 <sup>たごもり</sup> 禎剛 <sup>きだよし</sup> |
| 水分    | 小西 裕也   | 水分    | 小西 <sup>こにし</sup> 裕也 <sup>ひろえ</sup>    |
| 水分    | 江口 義臣   | 水分    | ※竹上 <sup>たけがみ</sup> 統 <sup>おきむ</sup>   |
| 竹野    | 浦 浩隆    | 竹野    | ※原田 <sup>はらだ</sup> 和守 <sup>かずもり</sup>  |
| 竹野    | 塩足 裕司   | 竹野    | 塩足 <sup>しおたり</sup> 裕司 <sup>ゆうじ</sup>   |
| 柴刈    | 牟田 幸宏   | 柴刈    | 牟田 <sup>むた</sup> 幸宏 <sup>ゆきひろ</sup>    |
| 柴刈    | 田中 昭則   | 柴刈    | ※千代田 <sup>ちよだ</sup> 勝総 <sup>かつとし</sup> |
| 弓削    | 轟 俊治    | 弓削    | 轟 <sup>とどろき</sup> 俊治 <sup>としはる</sup>   |
| 弓削    | 檜橋 一彦   | 弓削    | 檜橋 <sup>ならはし</sup> 一彦 <sup>かずひこ</sup>  |
| 大城    | 中村 悦士   | 大城    | 中村 <sup>なかむら</sup> 悦士 <sup>えつじ</sup>   |
| 大城    | 稻吉 真依   | 大城    | ※春山 <sup>はるやま</sup> 麻早 <sup>あさみ</sup>  |
| 北野    | 山崎 志朗   | 北野    | ※澤水 <sup>さわみず</sup> 孝一 <sup>こういち</sup> |
| 北野    | 古賀 喜美子  | 北野    | 古賀 <sup>こが</sup> 喜美子 <sup>きみこ</sup>    |
| 金島    | 田村 陽介   | 金島    | 田村 <sup>たむら</sup> 陽介 <sup>ようすけ</sup>   |

| 旧 名 簿 |        | 新 名 簿 |                                       |
|-------|--------|-------|---------------------------------------|
| 校区    | 氏 名    | 校区    | 氏 名                                   |
| 金島    | 原 整    | 金島    | 原 <sup>はら</sup> 整 <sup>ひとし</sup>      |
| 浮島    | 江島 利孝  | 浮島    | 江島 <sup>えしま</sup> 利孝 <sup>としか</sup>   |
| 浮島    | 末次 弘明  | 浮島    | 末次 <sup>すえつぐ</sup> 弘明 <sup>ひろあき</sup> |
| 下田    | 松延 安幸  | 下田    | 松延 <sup>まつのぶ</sup> 安幸 <sup>やすゆき</sup> |
| 下田    | 大津 美弥  | 下田    | 大津 <sup>おおつ</sup> 美弥 <sup>みや</sup>    |
| 城島    | 野口 寿穂  | 城島    | 野口 <sup>のぐち</sup> 寿穂 <sup>ひきお</sup>   |
| 城島    | 渡邊 久子  | 城島    | 渡邊 <sup>わたなべ</sup> 久子 <sup>ひきこ</sup>  |
| 江上    | 池松 和彦  | 江上    | 池松 <sup>いけまつ</sup> 和彦 <sup>かずひこ</sup> |
| 江上    | 過能 香織  | 江上    | 過能 <sup>かのう</sup> 香織 <sup>かおり</sup>   |
| 青木    | 富田 正孝  | 青木    | 富田 <sup>とみた</sup> 正孝 <sup>まさたか</sup>  |
| 青木    | 吉武 敦子  | 青木    | 吉武 <sup>よしたけ</sup> 敦子 <sup>あつこ</sup>  |
| 犬塚    | 堤 信也   | 犬塚    | 堤 <sup>つみ</sup> 信也 <sup>しんや</sup>     |
| 犬塚    | 木下 慶   | 犬塚    | 木下 <sup>きのした</sup> 慶 <sup>けい</sup>    |
| 三瀨    | 古賀 亜由美 | 三瀨    | 古賀 <sup>こが</sup> 亜由美 <sup>あゆみ</sup>   |
| 三瀨    | 江嶋 宏春  | 三瀨    | 江嶋 <sup>えしま</sup> 宏春 <sup>ひろはる</sup>  |
| 西牟田   | 高山 裕明  | 西牟田   | 高山 <sup>たかやま</sup> 裕明 <sup>ひろあき</sup> |
| 西牟田   | 山下 和代  | 西牟田   | 山下 <sup>やました</sup> 和代 <sup>かずよ</sup>  |

※は、新任委員

## ○スポーツ基本法

~~~~~  
(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

## ○久留米市スポーツ推進委員に関する規則

~~~~~  
(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

- (1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、136人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

## 第 10 号議案

久留米市教育振興プランの中間見直しについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度から令和 7 年度までの市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めている久留米市教育振興プランの一部を見直すものである。



## 久留米市教育振興プランの中間見直しについて

### 1 教育振興プランの見直し

久留米市教育振興プラン（令和2年度～7年度）は、国の動向や社会状況の変化に応じて、中間見直しを行うこととしています。有識者等で構成する久留米市教育振興会議での協議や児童生徒へのアンケート結果等を踏まえ、評価指標の見直しを行うものです。

### 2 児童生徒へのアンケート結果について

市立小学校5年生及び中学校2年生（5,402人）を対象に、子どもたちが思い描く学校像や久留米市像などの3つの項目について、オンラインによるアンケートを実施しました。その結果は、別紙資料のとおりです。

### 3 振興プランの見直し内容

#### (1) 取り巻く環境の変化

プランの目標や4つの重点、取組の土台等の骨格を維持しながら「個別最適な学びと協働的な学びを目指す令和の日本型学校教育」「GIGAスクール構想」「不登校児童生徒の急激な増加」「子どもたちのための教員の働き方改革」を踏まえ、評価指標の見直しや追加を行いました。

#### (2) 評価指標の見直し・整理

##### ① 重点1 学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

###### 【令和の日本型学校教育】

- ① 「児童生徒が友達との話し合い等により自分の考えを深める」という「協働的な学び」に関する評価指標を追加しました。
- ② 「授業が児童生徒に合った教え方・教材などになっている」という「個別最適な学び」をさらに深めていくための評価指標を追加しました。

###### 【GIGAスクール】

- ① コンピュータ端末の活用状況が大きく変わっており、ICTを活用した授業について、評価指標の「週1回」を「ほぼ毎日」に変更しました。
- ② 教員のICT指導力をさらに向上させるため、「授業にICTを活用して指導する能力」に関する評価指標を追加しました。

|   | 施策の方針                | 評価指標                                                                                                                                                                                                              |
|---|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | くるめ授業スタンダードを活用した授業改善 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国学力・学習状況調査（小6、中3において全国平均正答率を上回る</li> <li>○ 県学力調査（小5、中1、中2）において県を100とした場合の得点率が増加する</li> <li>○ 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と答える児童生徒の割合が増加する</li> </ul> |
| 2 | 個に応じた教育活動の充実         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国語の授業の内容がよく分かる」「算数・数学の授業内容がよく分かる」と答える児童生徒の割合が増加する</li> <li>○ 「授業は自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた」と答える児童生徒の割合が増加する</li> </ul>                                                  |
| 3 | 教育 ICT 活用・情報教育の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンピュータなどの ICT を「授業のなかでほぼ毎日使っている」と答える児童生徒の割合が増加する</li> <li>○ 「授業に ICT を活用して指導することができる」と回答する教員の割合が増加する</li> </ul>                                                          |
| 4 | 外国語教育の充実             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CEFR A1 相当以上の力を有する生徒の割合が全国平均以上になる</li> </ul>                                                                                                                             |

※ 赤色は指標を追加したもの、青色は指標を見直したもの

## ② 重点2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】

### 【不登校児童生徒数の急激な増加】

- ① 不登校児童生徒の将来の社会的自立につながる支援を推進していく観点から、評価指標の「不登校出現率」を「不登校の児童生徒が相談・指導を受けている割合」に見直しました。
- ② 子どもが安心して学べる魅力ある学校づくりを進める観点から、「児童生徒が学校に行くのが楽しいと思う」と回答する割合を評価指標として追加しました。

|   | 施策の方針             | 評価指標                                                                                                                          |
|---|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 不登校対応の徹底          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導を受けた割合が増加する</li> <li>○ 「学校に行くのは楽しいと思う」と回答する児童生徒の割合が増加する</li> </ul> |
| 2 | いじめ問題対応の徹底        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ認知件数が全国平均以上になる</li> </ul>                                                         |
| 3 | 学校安全への支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本スポーツ振興センター災害給付対象者が件数が減少する</li> </ul>                                               |
| 4 | 仲間づくりの視点を大切に活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学級皆で話し合って決めたことなどに協力して取り組み、うれしかったことがある」と回答する児童生徒の割合が増加する</li> </ul>                  |

### ③ 重点3：笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

#### 【子どもたちのための教員の働き方改革】

教員間の同僚性を高め、組織的に問題の解決に当たる職場風土が重要であることから、教員が相談しやすい職場環境などに関する評価指標を追加しました。

|   | 施策の方針    | 評価指標                                                                                                                           |
|---|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 教師力向上の支援 | ○ 「先生は、よさを認めてくれる」と答える児童生徒の割合が増加する                                                                                              |
| 2 | 業務改善への支援 | ○ 先生は、授業やテストで間違えたところや理解してないところについて分かるまで教えてくれている」と答える児童生徒の割合が増加する<br>○ 「教員が学級の問題を抱えている場合、ともに問題解決に当たること（組織的な対応）を行った」と回答する割合が増加する |

### ④ 重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

#### 【学校運営協議会への移行】

地域の特性を活かしながら、学校と地域住民等がともに学校の運営に取り組んでいく「学校運営協議会」へ移行を進めており、移行した学校についての指標を整理しました。

|   | 施策の方針             | 評価指標                                                   |
|---|-------------------|--------------------------------------------------------|
| 1 | 学習習慣定着への支援        | ○ 「家庭等で1時間以上学習する」「家で計画を立てて勉強している」と回答する児童生徒の割合が増加する     |
| 2 | 地域学校協議会提言の実働化への支援 | ○ 地域学校協議会提言（学校運営協議会移行後は、学校運営協議会としての取組）の達成率が増加する        |
| 3 | 中学校区人権のまちづくりへの支援  | ○ 「自分にはよいところがあると思う」「人が困っているときは進んで助けます」と答える児童生徒の割合が増加する |

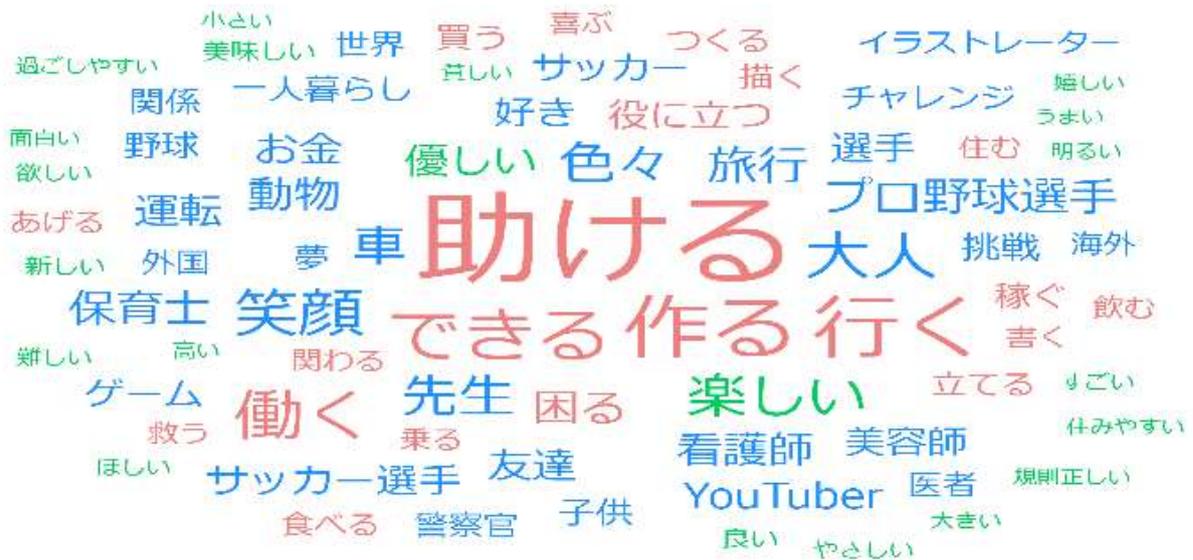
## 4 実施時期

各学校に周知し、令和6年4月1日から実施します。

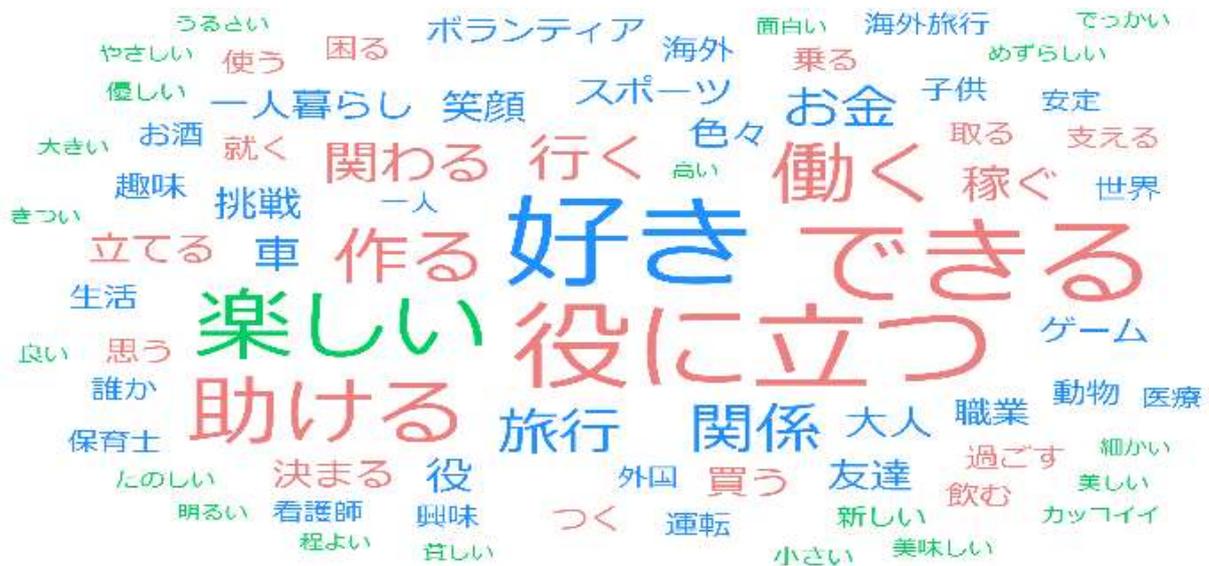


質問2 あなたは、大人になったらどんなことをやってみたいですか。

【小学校】



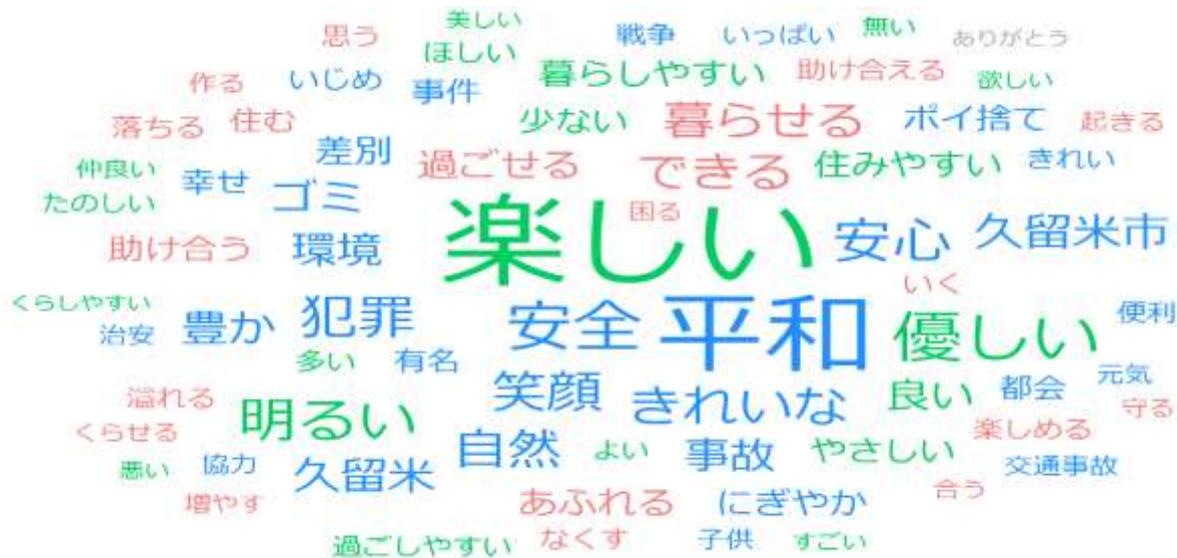
【中学校】



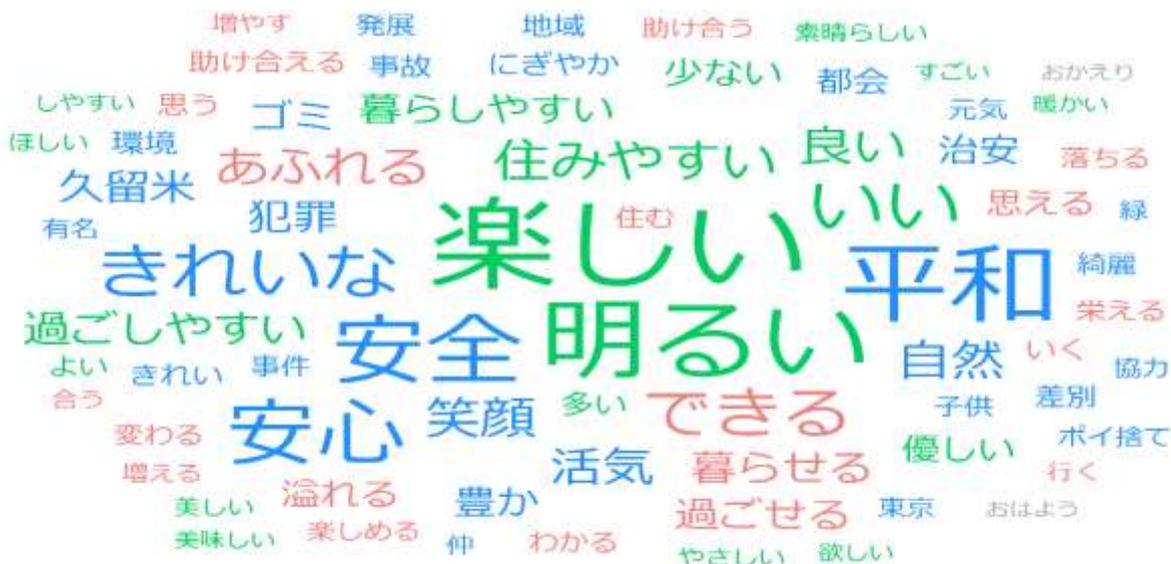
- 小学校では「助ける」「作る」「働く」といったキーワードが、中学校では「好き」「役に立つ」「できる」といったキーワードが多く見られました。
- 回答には、「みんなの役に立つ」「みんなを笑顔にする職業につく」といった記述もあり、よりよい社会を創るために主体的に行動しようとする意思が表れています。

質問3 あなたは、10年後の久留米市をどんな「まち」にしたいですか。

【小学校】



【中学校】



- 小学校では「平和」「楽しい」「安全」「優しい」といったキーワードが、中学校では「平和」「楽しい」「安全」「明るい」といったキーワードが多く見られました。
- 回答には、「みんなが安全に」「みんなが楽しく生活する」といった記述もあり、他者理解をもとに多様性を尊重する社会になることが期待されています。

○教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



教育委員会後援事業等に関する報告

R6.2.10からR6.3.9受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

| No. | 日時                                                                                              | 事業名                                                                                           | 主催者名                            | 場所                                                                            | 区分 | 担当課     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----|---------|
| 1   | 令和6年4月20日(土)11:00～16:00                                                                         | 4月例会 みらくるフェスタ～防災・減災を学び、未来を守ろう！～                                                               | 一般社団法人久留米青年会議所                  | 久留米リサーチ・パーク1階展示場他                                                             | 後援 | 学校教育課   |
| 2   | 令和6年6月9日(日)10:00～15:00                                                                          | 歯の健康フェスタ、高齢者(8020)よい歯の表彰                                                                      | 一般社団法人久留米歯科医師会                  | 久留米シティプラザ(六角堂広場)                                                              | 後援 | 学校保健課   |
| 3   | 令和6年3月23日(土)10:00～18:00                                                                         | 川の駅しばかりPROJECT ワークショップ                                                                        | 久留米工業大学 学生プロジェクトASURA           | 川の駅しばかり                                                                       | 後援 | 田主丸事務所  |
| 4   | 令和6年2月18日(日)10:30～16:00                                                                         | 能登半島地震チャリティーフェスタ 第4回マーメイドフェスタin久留米                                                            | マーメイドフェスタ実行委員会                  | 久留米シティプラザ 六角堂広場                                                               | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 5   | 令和6年2月17日(土)13:20～15:30                                                                         | 子育て講演会～自分を大事に周りの人を大切に～                                                                        | コップルーム～寄り添いホッとチャイルドライン安心安全な居場所～ | えーるピア久留米 302学習室                                                               | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 6   | 令和6年4月1日(月)～<br>令和7年3月31日(月)                                                                    | 令和6年度久留米シティプラザキッズプログラム2024「こどものあそびば」、「はじめてのえんげき体験ワークショップ」、「0才からのミュージックコンサート～おとのたび～」、「小さな王子さま」 | 久留米市                            | 久留米シティプラザほか                                                                   | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 7   | 令和6年6月23日(日)<br>7月15日(月・祝)<br>9月22日(日)<br>13:30～15:30                                           | 能登地震復興支援チャリティーコンサート                                                                           | 寺田 健一郎ギターリサイタル実行委員会             | 佐賀ロマン座・柳川市民文化会館・玉名市民文化会館                                                      | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 8   | 令和6年5月18日(土)17:00～20:00                                                                         | 久留米市民オーケストラ第36回定期演奏会                                                                          | 久留米市民オーケストラ                     | 久留米シティプラザ ザ・グランドホール                                                           | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 9   | 令和6年3月9日(土)、10日(日)、16日(土)、23日(土)、24日(日)、30日(土)、31日(日)、4月6日(土)、7日(日)、13日(土)、14日(日)、21日(日)、28日(日) | ハレルーヤ自由研究                                                                                     | NPO法人くるぶら                       | 久留米ハチ御井子吉、御原コミュニティセンター、御井コミュニティセンター、大原コミュニティセンター、筑後市北部交流センター、鳥栖市若葉まちづくり推進センター | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 10  | 令和6年3月20日(水) 10:00～16:00                                                                        | ハレルーヤマルシェin百年公園                                                                               | NPO法人くるぶら                       | 久留米百年公園(運動広場)                                                                 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 11  | 令和6年5月5日(日)12:00～19:00<br>5月6日(月)12:00～19:00(2日間)                                               | 久留米エンタメフェス2024                                                                                | フェイズグッド                         | 久留米シティプラザ・六角堂広場                                                               | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 12  | 令和6年5月19日(日)13:30～15:30                                                                         | 第8回 童謡・唱歌をみんなで歌う会                                                                             | 童謡・唱歌をみんなで歌う会                   | えーるピア久留米 視聴覚ホール                                                               | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 13  | 令和6年8月18日(日)14:00～16:00                                                                         | 声楽アンサンブルPons Show You 久留米公演2024                                                               | 声楽アンサンブルPons Show You           | 石橋文化ホール(久留米市野中町1015)                                                          | 後援 | 生涯学習推進課 |

| No. | 日時                                                                                               | 事業名                       | 主催者名                 | 場所                               | 区分 | 担当課     |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------|----------------------------------|----|---------|
| 14  | 令和6年3月23日(土)～24日(日)<br>10:30～14:30                                                               | 人形劇がっこう～小学校中・高学年編         | 特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車 | 石橋文化センター 共同ホール 1階研修室             | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 15  | 令和6年4月14日(日)・4月21日(日)<br>10:00～15:30                                                             | キッズプログラミング体験&マネー講座        | ママラボふくおか             | 石橋文化会館                           | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 16  | 令和6年4月27日(土)～5月26日(日)<br>10:00～17:00                                                             | 石橋文化センター春のバラフェア2024       | 公益財団法人久留米文化振興会       | 石橋文化センター                         | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 17  | 令和6年4月8日(日)<br>14:00開演～16:00終演予定                                                                 | 久留米児童合唱団第52回定期演奏会         | 久留米児童合唱団             | 石橋文化ホール                          | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 18  | 令和6年6月22日(土)①13:00～②18:30～<br>6月23日(日) ③12:00～                                                   | ハムレットQ1                   | 久留米市(久留米シティプラザ)      | 久留米シティプラザ ザ・グランドホール              | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 19  | 【事前研修】Zoomにて2回開催(日程未定)<br>【本研修①】2024年4月27日(土)～<br>28日(日)1泊2日<br>【本研修②】2024年5月3日(金)～<br>5日(日)2泊3日 | GWイングリッシュキャンプ             | こども冒険企画              | ①国立夜須高原青少年自然の家<br>②福岡市立背振青少年自然の家 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 20  | 令和6年3月9日(土)～5月31日(金)<br>9:00～17:00                                                               | グリーンマルシェ 春の植木祭            | くるめ緑花センター協同組合        | くるめ緑花センター 道の駅くるめ                 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 21  | 令和6年3月4日(月)～3月10日(日)<br>9:00～17:00                                                               | リポビタン国際ジュニアin久留米          | 久留米市テニス協会 国際大会実行委員会  | 久留米総合スポーツセンター (テニスコート)           | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 22  | 令和6年8月10日(土)～<br>令和6年8月13日(火)                                                                    | 第27回たなばたライオンズ旗少年野球大会      | 南ライオンズ               | 三瀬農村広場グラウンド、合川小学校、南小学校           | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 23  | 令和6年3月20日(水・祝)～4月11日(木)<br>9:00～18:00                                                            | 第154回九州地区高等学校野球大会         | 福岡県高等学校野球連盟          | 久留米市野球場                          | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 24  | 令和6年4月6日(土)～7日(日)<br>9:00～17:00                                                                  | グランディールカップ                | FCグランディール三瀬          | 県営筑後広域公園(フィットネスエリア球技場(人工芝))      | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 25  | 令和6年5月3日(金)～4日(土)<br>9:00～17:00                                                                  | グランディールカップ                | FCグランディール三瀬          | 県営筑後広域公園(フィットネスエリア球技場(人工芝))      | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 26  | 令和6年9月16日(土)<br>9:00～17:00                                                                       | グランディールカップ                | FCグランディール三瀬          | 県営筑後広域公園(フィットネスエリア球技場(人工芝))      | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 27  | 令和7年2月1日(土)～2日(日)<br>9:00～17:00                                                                  | 第29回三瀬カップU12、第20回三瀬カップU10 | FCグランディール三瀬          | 県営筑後広域公園(フィットネスエリア球技場(人工芝))      | 後援 | 体育スポーツ課 |

| No. | 日時                                  | 事業名                   | 主催者名                  | 場所              | 区分  | 担当課     |
|-----|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|-----|---------|
| 28  | 令和6年3月17日(日)、3月24日(日)<br>8:00~16:00 | 第1回久留米カップソフトボール大会     | 久留米市ソフトボール協会          | 東櫛リバーサイドソフトボール場 | 後援★ | 体育スポーツ課 |
| 29  | 令和6年3月31日(日)<br>9:00~14:00          | 令和5年度久留米SCスポンジテニス交流大会 | 久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 | 西部地区体育館         | 共催★ | 体育スポーツ課 |
| 30  |                                     |                       |                       |                 |     |         |
| 31  |                                     |                       |                       |                 |     |         |
| 32  |                                     |                       |                       |                 |     |         |



令和6年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨  
質問一覧（教育部関連）

| 質問議員      | 質問内容                                                                                                                                                  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <代表>      |                                                                                                                                                       |
| 松岡 保治 議員  | 2 教育行政について<br>(1) 学力向上について<br>(2) 非認知能力の向上について                                                                                                        |
| 塚本 弘道 議員  | 7 教育行政について<br>(1) 学校施設の老朽化対策について                                                                                                                      |
| 権藤 智喜 議員  | 6 コミュニティ・スクールについて                                                                                                                                     |
| 秋永 峰子 議員  | 3 多様な課題に対応した学校教育の在り方について<br>(1) 子どもの健康保障について<br>(2) 予備時数削減について<br>(3) 相談支援体制の強化について<br>(4) 小学校における複数担任制の試行について<br>(5) 図書館教育の充実について                    |
| 吉武 憲治 議員  | 5 教育問題について<br>(1) 教育長が考える「校長の力」について<br>(2) G I G Aスクール構想第2期へ向けた今後の施策について<br>(3) SNSによる「ネットいじめ」について<br>(4) 本市における教職員の働き方改革の現状と課題について<br>(5) らるご久留米について |
| <個人>      |                                                                                                                                                       |
| 生野 薫 議員   | 2 アレルギー対応食について<br>(2) 小・中学校の食物アレルギー対応について                                                                                                             |
| 堀田 洗太郎 議員 | 3 学校トイレの洋式化について                                                                                                                                       |
| 田住 和也 議員  | 2 久留米市立小・中学校について<br>(1) 不登校について<br>(2) 学校図書について<br>(3) 給食室空調について                                                                                      |
| 小林 ときこ 議員 | 2 子供政策の充実について<br>(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて<br>3 校則の在り方について<br>(1) 校則の在り方の検討について<br>4 青峰小学校と高良内小学校の統合について<br>(1) 統合に向けた教育環境について                 |

|            |                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 長野 哲 議員    | 2 我が国と郷土を愛する国民の育成について<br>(1) 小・中学校における教育の現状について<br>(2) 中学校社会科における学習について |
| そうだ 耕一郎 議員 | 1 市立中学校の部活動の今後について                                                      |
| 永田 一伸 議員   | 1 教員の働き方改革について                                                          |

(教育部関係)

令和6年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨  
 質問一覧（市民文化部関連）

| 質問議員      | 質問内容                                                    |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| <個人>      |                                                         |
| 生野 薫 議員   | 2 子育て支援について<br>(1) ブックスタートの現状について<br>(2) ブックスタートの課題について |
| 石田 眞一郎 議員 | 1 田主丸図書館の閉館中の対応について<br>(1) 現状と課題について<br>(2) 今後について      |
| 大熊 博文 議員  | 6 市立学校のAEDの設置について                                       |

(市民文化部関係)

## 代表

【質問議員】 松岡 保治 議員

【質問要旨】 2 教育行政について  
(1) 学力向上について

【質問主旨】 令和5年度の全国学力・学習状況調査について、小中学校それぞれの結果を踏まえ、その要因をどのように捉えているのか。

【回答要旨】 1 令和5年度の調査結果について  
令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小中学校とも全国平均に届きませんでした。小学校は全国との差が縮まり、あと一步の状況でした。中学校は全国との差があり、課題が残る結果となっています。

2 調査結果の要因について  
全国学力・学習状況調査は、これからの時代に必要な思考力・判断力・表現力等を問うものとなっています。  
小学校では、こうした力を育成するための授業モデルを示した「くるめ授業スタンダード」に基づき、「知識を伝える授業」から「自ら学びとる授業」への改善が進んでいることが挙げられます。  
また、学力低位層の児童へのきめ細かな指導を通して、学力向上に関する意識が学校全体に浸透してきたことが考えられます。  
中学校では、統計データ等を的確に読み取り、課題やその解決方法を論理的に考え、相手に分かるように表現することが求められます。こうした力を育成するため、問題解決型・課題探究型の授業改善に取り組んでいく必要があると考えているところです。

## 2回目

【質問趣旨】 今後、学力向上に向けてどのように取り組んでいくのか。

【回答要旨】 現在、市教育委員会では、学校と連携しながら「授業改善」と「学力低位層に焦点を当てた指導の充実」に取り組んでおり、これらの取組を継続していきたいと考えております。

授業改善については、引き続き、知識を伝える教師主導型の授業から、児童生徒が自分の考えを出し合い、相手の意見を取り入れて解決策を見出す活動を通して、思考力や判断力等を育成する授業への転換を進めます。特に、コンピュータ端末の活用により、クラス全員が話し合いに参加する効果的な授業が実践できるよう、学校への指導助言を行ってまいります。

学力低位層に焦点を当てた指導については、学力に課題がある児童生徒のつまづきの原因や学習状況を分析し、学習理解が進むような授業改善や補充学習を行っているところです。 2

【質問要旨】 2 教育行政について  
(2) 非認知能力の向上について

【質問主旨】 生きていくうえで非認知能力は必要であると考えているが、現状の取組について問う。

【回答要旨】 1 非認知能力の重要性  
自尊心やチャレンジ精神などの非認知能力は、子どもたちが 自らの人生を切り拓き、よりよい社会の創り手となるために重要な力であると考えています。

2 現状の取組  
久留米市教育振興プランでは、子どもたちに育成したい力の一つに「つらぬく力」を掲げており、自尊心やチャレンジ精神の基盤となる前向きな意欲や困難を乗り越える力の育成を図っていきます。

具体的には、日々の授業や行事の中で「児童生徒が自分で目標を定め、友達と協働しながら課題を解決すること」「一人ひとりの努力の過程や結果を適切に評価すること」に取り組んでいます。

さらに、令和3年度から11校で取り組む「特色ある教育実践事業」では、計算や音読を徹底反復する陰山メソッドの実践を通してやり抜く力を育成したり、コミュニティ・スクールでは、地域の方々との交流や体験活動を通して、自尊心を高めています。

非認知能力は、認知能力が向上するための基盤となりますので、自尊心等の非認知能力のさらなる育成に努めていきたいと考えております。

## 2回目

【質問趣旨】 認知能力・非認知能力の向上をバランスよく進める必要があるが今後どのように進めていくのか。

【回答要旨】 1 認知能力と非認知能力の育成  
市教育委員会では、認知能力と非認知能力は相互に影響することから、双方がお互いに高めあう姿を目指していきたいと考えております。

2 今後の進め方  
認知能力については、引き続き、分かりやすい授業や学力低位層の児童生徒へのきめ細かな指導に取り組んでまいります。

非認知能力については、児童生徒一人ひとりが役割を持ち、全員が参加する学校活動に取り組むとともに、特色ある教育実践事業やコミュニティ・スクールの成果を全校に展開していきたいと考えています。

さらに、全国学力・学習状況調査による認知能力や非認知能力の状況を各学校で分析し、授業や学校活動の改善に生かしていくことで、バランスの取れた認知能力や非認知能力の育成に努めてまいります。

特に、これからの社会を生き抜くための非認知能力は、学校だけでなく家庭や地域の中でも育まれるものですので、子どもを真ん中に置きながら、学校・家庭・地域が連携した取組を図っていきたいと考えております。

【質問議員】 塚本 弘道 議員

【質問要旨】 7 教育行政について  
(1) 学校施設の老朽化対策について

【質問趣旨】 学校施設の築年数の状況と建築基準法に基づく点検の状況についてお尋ねしたい。また、学校施設の定期的な点検・維持管理や改修計画について、今後どのように進めるのかお尋ねしたい。

【回答要旨】 1 学校施設の状況と点検状況について  
久留米市の学校施設は、令和5年度現在、築40年以上の建物が全体の約56%を占め、10年後には約74%に達することが見込まれています。  
建築基準法第12条に基づく点検は、外壁や屋上防水等の建築物は3年毎、建築設備や昇降機等は毎年実施し、更新や修繕が必要な箇所の状況把握に努めています。

2 今後の定期的な点検・維持管理や改修計画について  
今後も、有資格者による法定点検及び建築設備の保守点検に加えて教職員による日常的な点検を実施し、建物や設備の損傷、腐食、経年劣化など学校施設の状況把握に努め、計画的な改修や修繕を行い、適切に維持管理していきたいと考えています。

## 2回目

【質問趣旨】 厳しい財政状況の中、これまで以上に学校施設の維持管理や改修計画を実施するための財源確保が課題であると思うが、見解をお伺いしたい。また、様々な課題の中、長寿命化計画を積極的に推進していく必要があると思うが、見解をお伺いしたい。

【回答要旨】 1 財源確保について  
久留米市では、久留米市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の改築と建物の劣化進行等を未然に防止する予防保全型の維持管理に取り組むことにより、トータルコストの削減を図ることができると考えています。  
また、この取り組みを円滑に進めていくためにも、積極的に国への要望活動を行い、有利な財源の確保に努めてまいりたいと考えています。

2 長寿命化計画の積極的な推進について  
老朽化対策については、校舎のレイアウト上の問題や仮設校舎の建築など、学校運営への影響も含めて一校一校異なる課題があり、改築や長寿命化など、各学校に応じた実施手法を見極めていく必要があります。  
今度とも、子どもたちが安全で快適に学校生活を送ることができるよう、長寿命化計画に基づき、適切な老朽化対策を進めていきたいと考えています。

【質問議員】 権藤 智喜 議員

【質問要旨】 6 コミュニティ・スクールについて

【質問趣旨】 久留米市では、昨年度から小学校3校でコミュニティ・スクールモデル校をスタートしているが、現在までの取組の状況について伺いたい。

**【回答要旨】**

市教育委員会は、令和4年度から御井、安武、金島小学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域の双方の窓口となる地域学校協働活動推進員を各校に配置しております。

そのような中、各校の学校運営協議会においては、学校、家庭、地域の三者が学校における課題を共有しながら、共通の目標やビジョンを設定し、さまざまな地域学校協働活動を実施してきました。

例えば、御井小学校では、子どもの学習意欲向上を目指し、「御井小応援隊」を立ち上げ、ミシンの使い方の学習や読み聞かせなど、地域人材による教育活動の充実が図られています。

安武小学校では、子どもの自尊感情を高めるために、「ほめほめプロジェクト」という取組の中で、地域の方が放課後学習会に参加し、子どもたちに励ましや賞賛の声かけをしていただいております。

金島小学校では、郷土への愛着を深めるために、地域の方々が郷土学習を実施し、そこで学んだことを子どもたちが地域の祭り等で披露することで、地域の方から大変喜ばれています。

**2回目****【質問趣旨】**

モデル校で見えてきた成果と課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのかについて伺いたい。

**【回答要旨】**

## 1 モデル校の成果と課題について

成果といたしましては、学校運営協議会で学校が抱える課題を共有し、課題解決に向けた取組について協議したことで、学校と地域の連携・協働の意識が高まったことが挙げられます。

また、地域学校協働活動推進員が配置されたことにより、地域人材の活用が活発になり、教科書だけでは学べないような体験活動の充実や地域への愛着を育むことにつながったと考えられます。

課題といたしましては、コミュニティ・スクールを進めるにあたっては、地域との連携・協力が不可欠であることから、地域と学校を結ぶ地域学校協働活動推進員の発掘・育成のほか、保護者や地域住民に理解を得ながら丁寧に進めていくことが重要であると認識しております。

## 2 今後の取組について

今後のスケジュールについては、小学校において、令和9年度までを目標に、地域と十分に合意形成を図った学校から順次導入をしていく予定です。

中学校においては、令和6年度からモデル校を立ち上げ、モデル校の実践を広めながら、令和10年度までを目標に、丁寧に進めていきたいと考えております。

**【質問議員】**

秋永 峰子 議員

**【質問要旨】**

## 3 多様な課題に対応した学校教育の在り方について

## (1) 子どもの健康保障について

**【質問趣旨】**

○児童生徒の視力低下が進む中、端末活用にあたっての視力への配慮の取組状況と課題について伺いたい。

○オーガニック給食の導入についての現状と課題を知りたい。

**【回答要旨】**

## 1. 児童生徒の視力への取組状況と課題について

平成 24 年度からの 10 年間で見ますと、久留米市の児童生徒の視力は低下傾向にあると認識しています。

久留米市では令和 3 年度より端末を活用していますが、当初より児童生徒の健康面を考慮し、正しい姿勢で端末から 30cm 以上目を離す、20 分に 1 回は 20 秒以上遠くを見て目を休めるといった、端末活用時のルールを久留米市版「学習用パソコンの安全な使い方」としてまとめ、学校や家庭で実践しているところです。

このルールに基づいた適切な使い方をいかに児童生徒に徹底できるかが課題であると考えています。

## 2. オーガニック給食の導入についての現状と課題

久留米市では、毎日約 2 万 7 千食の学校給食を提供しており、食材の購入にあたっては、「価格」「規格」「量」という学校給食ならではの条件があります。

このため、有機野菜を学校給食に取り入れるにあたっては、「仕入れに伴う価格」「安定した量の確保」等の課題があると認識しています。

**2 回目****【質問趣旨】**

○児童生徒の視力の状況把握に努める必要があると考えるが、今後の取組をどのように考えるか伺いたい

○学校給食に有機野菜を取り入れている自治体もあるので、久留米市でも導入を検討すべきではないか。また、有機野菜農家への周知も必要ではないか。

**【回答要旨】**

## 1. 児童生徒の視力に関する今後の取組について

児童生徒の大切な視力を守るうえで、学校・家庭・地域が連携して取組を進めることが非常に重要であると考えています。こうした中、「中学校区人権のまちづくり」や PTA での取組など、多くの校区でスローメディア活動に取り組んでいただいています。

今後も、子どもたちの視力の状況把握に努め、その結果を家庭等にも伝えながら、端末活用のルールの徹底を継続するとともに、様々なメディアに触れるスクリーンタイムの抑制に取り組んでいきたいと考えています。

## 2. 学校給食への有機野菜の導入や農家への周知について

学校給食は、子ども達の体をつくるだけでなく、健康で充実した生活を送るための基礎を培う健康教育の一環でもあります。

一部の自治体において、有機農産物の学校給食へ導入していることは承知していますので、今後、農政部と情報交換を行うとともに、他自治体の調査研究を行いたいと考えています。

**【質問要旨】**

## 3 多様な課題に対応した学校教育の在り方について

## (2) 予備時数削減について

**【質問趣旨】**

過去 3 年間の計画段階での予備時数の実態はどうなっているのか。

**【回答要旨】**

各学校では、教育課程編成の際に、台風などの不測の事態が起こっても授業時数が確保できるよう、予備の時数を設けております。

この予備時数は、小学校では、年度当初の計画段階で、全学年の平均で令和 3 年度は約 102 時間、令和 4 年度は約 91 時間、令和 5 年度は約 92 時間となっ

ております。

また、中学校は、令和3年度で約93時間、令和4年度で約104時間、令和5年度は約79時間となっており、小・中学校ともに、多くの予備時数を設定している状況です。

このような中、令和5年4月に文部科学省から「標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない」旨の通知が出されており、各学校に予備時数を減らすことを含めた見直しの周知を図ってきたところです。

## 2回目

### 【質問趣旨】

計画段階での予備時数を「ゼロ」とすべきだと考えるが、教育委員会の見解を問う。また、年度当初に計画していた予備時数を使用する必要がない場合、その予備時数はどう取り扱われるのか。

### 【回答要旨】

#### 1 予備時数の見解について

計画段階で予備時数を「ゼロ」とすることについては、災害等による学級閉鎖等が起きた場合、児童生徒の学び残し等につながる可能性があることから難しいと考えておりますが、過剰な予備時数については、減らす指導をしており、学校もその工夫をしているところです。

#### 2 必要のない予備時数の取扱い

学級閉鎖等の影響がなく、計画通りに実施できている場合には、学期末の一定期間、授業時数を削減するなど、必要に応じて見直しを行うことで、教育課程の適切な実施につながると考えております。

実際に今年度、小・中学校合わせて38校が年度途中に見直しを行い、授業時数の削減を行っているところです。

今後とも、各学校の教育課程の編成・実施について、学校の状況に応じて適切な指導・助言を行ってまいります。

### 【質問要旨】

#### 3 多様な課題に対応した学校教育の在り方について

##### (3) 相談支援体制の強化について

### 【質問趣旨】

保護者からの不登校などに関する相談窓口と周知の現状について

### 【回答要旨】

本市における保護者などからの不登校などの相談窓口としては、教育相談員やスクールソーシャルワーカーなどを配置している学校教育課相談チームで主に対応しております。

その他、校外教育支援教室「らるご久留米」などにおいても、不登校の通級に関わる相談などを受け付けております。

なお、不登校やいじめ、進路などの教育相談に関する周知につきましては、本市のホームページや校外教育支援教室「らるご久留米」のパンフレット等で周知を行っております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

相談の多様化に伴い、学校の中に相談窓口の拠点を置くべきだと考えるが、教育委員会の見解を伺いたい。

【回答要旨】

1 相談窓口の在り方について

スクールソーシャルワーカーの拠点配置については、現在、牟田山中校区において、週2回ではありますが、スクールソーシャルワーカーが終日子どもたちと過ごす拠点配置を試行しております。

2 スクールソーシャルワーカーの拠点配置の効果について

この拠点配置により、スクールソーシャルワーカーが直接児童生徒の普段の様子が把握できることにより早期の支援に繋がることや担任や管理職などの教職員との情報共有により組織的な支援が図りやすいなどの効果が出ております。しかし、一方で、拠点配置の実施には、スクールソーシャルワーカーの人員確保や体制整備などの課題もあります。

いずれにいたしましても、不登校などの相談において、専門的な知見を持ったスクールソーシャルワーカーの役割は非常に重要であると認識しておりますので、今後も、スクールソーシャルワーカーの体制充実に努めてまいります。

【質問要旨】

3 多様な課題に対応した学校教育の在り方について

(4) 小学校における複数担任制の試行について

【質問趣旨】

多様な子ども達に対応するために、複数担任制の導入などができないか伺いたい。

【回答要旨】

1 複数担任制に関する現状について

現在、国の示す教員定数や近年の慢性的(まんせいてき)な教員不足等を踏まえると、学級数より多い教員を配置する形での複数担任制の実施は、難しい状況にあります。

一方で、より多くの教員で一人ひとりの子どもの成長を見ていくことは重要であると考えております。

2 具体的な取り組みについて

小学校では、学年間での交換授業や合同授業の実施など、様々な工夫を行い、子ども達が複数の教員と触れ合う機会の確保に努めているところです。

今後、教員不足の状況や各学校の実情を踏まえて、チーム担任制を含めた、多様な指導形態等について、校長会とも協力しながら調査・研究を行ってまいります。

【質問要旨】

3 多様な課題に対応した学校教育の在り方について

(5) 図書館教育の充実について

【質問趣旨】

市内小・中学校において、学校図書館への新聞の配備はどのようになっているのか伺いたい。

【回答要旨】

令和5年度において、学校図書館に新聞を配備している学校の割合は、小学校が44校中36校で81.8%、中学校が17校中10校で58.8%となっており、小・中学校ともに、全国平均を上回っております。

また、新聞配備をしている小・中学校の中で、一般紙を配備している学校の割合は、小学校が36校中8校で22.2%、中学校が10校中9校で90%となっており、小学校においては、一般紙より小学生新聞の配備が中心となっております。

す。

さらに、複数紙配備している学校については、小学校が36校中6校で16.7%、中学校が10校中5校で50%となっております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

学校図書館への新聞配備を拡充し、活用すべきだと考えるが、教育委員会の見解を問う。

### 【回答要旨】

学校図書館への新聞配備については、国においても、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身に付ける上で、重要な役割を果たすことが述べられており、主権者教育の充実や読解力向上につながるものと認識しております。

そのような中、新聞の活用については、図書館支援員による巡回訪問研修において、時事問題についての新聞特設コーナーの取組や給食時間を活用した全校放送による新聞活用啓発など、各学校に対して助言を行っております。

加えて、来年度から2年間、山本小学校が、新聞を活用した授業に取り組むNIE（エヌアイイー）の実践指定を受ける予定となっております。

今後は、実践の成果を市内小・中学校へ広め、学校における新聞活用のさらなる推進に努めていきます。

### 【質問議員】

吉武 憲治 議員

### 【質問要旨】

5 教育問題について

(1) 教育長が考える「校長の力」について

### 【質問趣旨】

行政職出身の教育長として、校長に期待する力を聞かせてほしい。

### 【回答要旨】

1 行政職出身の教育長として

校長先生方とともに、日々学校で、子どもたちと向き合っている教職員にやりがいのある働きやすい環境を作っていくことが、基本であると考えています。と、同時に、学校と地域や社会とのつながりの重要性を強く実感しており、学校と地域との連携や社会の学校教育への期待を意識しながら教育行政を進めていく必要があると考えています。

少子化やDX化の中での学校教育のあり方や、活力あるまちづくりを実現するために学校教育はどうあるべきかなど、社会の動向や市が目指すまちづくりに沿った教育施策を、学校と共有しながら実現していきたいと考えています。

2 校長に期待する力

そのような中、校長先生には、「学校」と地域やまちづくりとのつながりを意識していただくとともに、学校のリーダーとして、特に、未来を見据える力や組織力を最大限に生かす力を期待しています。

不登校やいじめ、学力の保障など、学校の課題は多岐にわたり、また、ICTの進展等で、教育環境も大きく変化していますが、校長には、是非、これまでの経験や得意分野を活かしながら、理想とする学校経営に思う存分、のびのびと取り組んでいただきたいと思います。

【質問要旨】 5 教育問題について  
(2) GIGAスクール構想第2期へ向けた今後の施策について

【質問趣旨】 1人1台端末の活用が進むなか、大規模校でWi-Fiに繋がりにくい、Wi-Fiが繋がる教室を増やして欲しい、活用状況に学校間の差があるといった課題にどのように取り組んできたのか伺いたい。

【回答要旨】 久留米市では、GIGAスクール構想にいち早く着手し、子どもたちのICT環境を整備してきました。こうした環境を運用する中で、様々な課題も見えてきました。

まず、ネットワーク環境に関する課題については、回線の増設等による通信環境の強化や、モバイルルータ等を活用したWi-Fi環境の充実など、改善に努めています。

また、学校間で端末活用に差が生じている点については、指導主事によるプッシュ型支援を行うとともに、教職員の負担感を軽減するため、収集したICT教材等を教員がいつでも活用できるよう教職員ポータルサイトでの共有を行っています。

今後とも、学校現場の声を聞きながら1つ1つ課題を改善し、子どもたちが円滑に端末を活用できるよう、ネットワーク環境や端末整備といったハード面の整備とともに、教職員が負担なく端末を活用できる環境づくりに努めてまいります。

## 2回目

【質問趣旨】 デジタル教科書や生成AIなど新たなツールが学校現場に入ってくる中、GIGAスクールの更なる発展に向けた取組を伺いたい。

【回答要旨】 久留米市の端末活用は、「まずは使ってみる」段階から、「教科の学びを深めるために活用する」段階に進んできていると考えています。

ICTを教育に活用することにより、「様々な情報を瞬時に得ることができる」、「学んだ知識を蓄積し、適宜振り返りや活用ができる」、「同一画面で友達等と情報を共有し、学びを深め合うことができる」といったことが期待されます。

現在、西国分小学校や諏訪中学校の教育ICTモデル校を中心に、こうしたICTの特長を活かした、子どもたちの主体的な学びに繋がる授業モデルの構築に取り組んでおり、それを他の学校へ横展開していくこととしています。

デジタル技術の進歩により様々なデジタルツールが生み出され、学校や子どもたちに与える影響は大きいと考えています。これからの社会を生きる子どもたちには、そうしたICT技術を活用し、自らの目標実現する力や、より良い社会をつくっていく力が求められます。

このような認識の中で、子どもたちがICTを安心して使える環境の整備とともに、ICTを正しく、そして効果的に使うことができるよう、ICT活用能力の育成に努めていきたいと考えています。

【質問要旨】 5 教育問題について  
(3) SNSによる「ネットいじめ」について

【質問趣旨】 未然防止の取組（情報モラルを育成する取組）について伺いたい。

【回答要旨】

1 SNSの危険性の認識について

SNSは、子どもたちにとって大変身近なものであり、今後、さらにその状況は加速していくと考えられます。一方で、その利便性とともな危険性も伴っており、子どもたちに、正しい知識や理解を育んでいくことはとても重要であると認識しております。

2 未然防止の取組について

市立学校におけるいじめ防止に向けた日常的な指導に加え、小学1年生から情報モラルに関する学習を行っているほか、PTA活動と連携して、中学校区単位で、スローメディアの取組等や、保護者を対象としたPTA講座を開くなど、家庭や各関係機関と連携して、SNS上におけるいじめの未然防止について、しっかりと取り組んでまいります。

【質問要旨】

5 教育問題について

(4) 本市における教職員の働き方改革の現状と課題について

【質問趣旨】

学校における働き方改革の必要性が叫ばれる中、令和5年度の久留米市における働き方改革の現状と課題について問う。

【回答要旨】

1 現状について

市教育委員会では、教育部内に久留米市立学校における働き方改革推進本部を設置し、校長会の代表者も加えるなど、学校と連携を図りながら時間外勤務の縮減に向けて取り組んでいるところです。

具体的には、ICカードによる時間外勤務の管理、教員の業務をサポートする支援員の配置、月2回の市内一斉定時退校日や学校閉庁日の設定、勤務時間外の電話自動応答メッセージの導入、学校行事の精選や会議時間の短縮等に取り組んでおります。

2 教職員の働き方改革の課題について

その目標である「ひと月当たりの時間外勤務が80時間を超える職員」の状況については、令和元年度には小学校9.9%、中学校19.6%であったものが、令和5年4月から令和6年1月では小学校で2.8%、中学校では12.8%まで縮減されているものの、目標達成にはさらなる取り組みが必要であると認識しているところです。

2回目

【質問趣旨】

教員不足の解消ためにも、働き方改革の推進が重要だと思うが、課題解決のための今後の取組についてお尋ねする。

【回答要旨】

1 教員不足解消と働き方改革について

学校の教職員の働き方改革を進めることは、教育活動の質の維持向上だけでなく、これから教員を目指す学生の確保のためにも重要な取組みであると考えております。

2 今後の取組について

今後、働き方改革をさらに進めるため、教員業務支援員の拡充による業務負担の軽減やICTのさらなる活用による事務作業の省力化を図っていきたいと考えております。

市教育委員会としては、教員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上を図るという働き方改革のねらいを実現することで、教員が働きがいを感じながら児童生徒への教育活動に集中できるような働き方改革の推進に取り組んでまいります。

【質問要旨】 5 教育問題について  
(5) らるご久留米について

【質問趣旨】 らるご久留米の現状について

【回答要旨】 1 現状について

らるご久留米は、不登校の児童生徒に寄り添い、社会的自立に向けそれぞれ児童生徒に合った支援を行っております。直近3年間の通級生(つうきゅうせい)の数は、コロナ禍(か)後から増加傾向にあり、令和3年度12人、4年度18人、5年度28人となっております。

職員体制は、教育職の正規職員と会計年度任用職員を計6人配置しており、その他パート職員の学習支援員も従事しております。

1日の時間割として、午前中に自学による学習、午後には様々な体験活動を行っており、その他の活動としては、宿泊キャンプや文化発表会などの行事も実施しております。また、親の会や毎月の学校訪問を行うなど、学校や保護者との連携にも努めているところです。

2 運営上の問題点について

現在受入れを行っていない小学校低学年の受け入れに関する相談が増加しており、その対応が求められているところです。

## 2回目

【質問趣旨】 らるごの活動の幅を広げて充実してほしい。今後どのように取り組むか。

【回答要旨】 らるごの活動の充実に向けた取り組みについては、小学校低学年の保護者からの受け入れ希望の増加を踏まえ、受け入れに向けた準備や検討を行うため、支援員を増員する予算をお願いしているところです。

また、令和4年12月にwi-fi環境を整えたことで、chromebookの使用が可能となり、学習中のデジタル学習教材の活用や欠席者のオンラインによる活動参加などICTの活用も進めているところです。

さらに、昨年度から卒級生の交流会を開催し、卒級後の悩みを把握する場を設けるなど、卒級生への支援が途切れないような関係機関との連携に取り組んでいるところです。

今後も、らるごの活動を充実させ、通級生一人ひとりに寄り添いながら、社会的自立への支援に取り組んでまいります。

## 個人

### 一問一答方式

#### 【質問議員】

生野 薫 議員

#### 【質問要旨】

- 1 アレルギー対応食について  
(2) 小・中学校の食物アレルギーの対応について

#### 【質問趣旨】

学校給食の提供形態及びアレルギーを有する児童生徒数及びアレルギーの対応についてお尋ねします。

#### 【回答要旨】

- 1 給食の提供形態について  
久留米市では、学校内の敷地に給食室がある自校方式と、複数の学校の給食を調理するセンター方式で、毎日約2万7千食の給食を提供しています。
- 2 アレルギーを有する児童生徒数について  
久留米市では、学校給食における食物アレルギー対応の手引きに基づき、安全を最優先に給食の実施を進めております。  
この手引きで定めるアレルギー食材に該当する児童生徒数は、令和5年度現在で、小学校403名、中学校112名、特別支援学校11名の合計526名です。
- 3 給食提供におけるアレルギー対応について  
給食の提供にあたっては、自校方式やセンター方式を問わず、保護者との面談等を通してアレルギーの食材を特定してもらい、その食材を除去した個別の献立の確認をしています。  
また、調理行程においても、通常の調理行程とは別行程とし、さらに調理器具や調理員も区分する等、安全、安心かつ確実なアレルギー対応に取り組んでいます。

### 2回目

#### 【質問趣旨】

アレルギー食物を取り除くことが出来ない場合の対応についてお尋ねします。

#### 【回答要旨】

久留米市では、安全性を最優先して、アレルギーの原因となる食物を完全に取り除いて提供します。  
そうした中で、オイスターソース等、調理行程上、除去することが難しい調味料や、除去することによって主菜などが提供できない場合は、代替となるおかずの持参をお願いしております。

### 3回目

#### 【質問趣旨】

アレルギーを有する児童生徒の給食費についてお尋ねします。

#### 【回答要旨】

アレルギーを有する児童生徒の給食は、当該食材を除去しながらも、全体の量を確保して提供する等の工夫をしています。  
また、除去する食材は多種多様であり、減額する金額の算出が困難なことから、あらかじめ保護者の理解を求めたうえで、給食費の減額は行なっておりません。  
なお、減額の算定が明らかな場合、具体的には、牛乳を飲まない場合は1本あたりの単価を減額しており、また、毎日弁当を持参する場合は給食費を徴収

しないこととしております。

#### 4回目

【質問趣旨】 アレルギーを有する児童生徒への給食費支援についてお尋ねします。

【回答要旨】 繰り返しになりますが、児童生徒によって除去する食材は多種多様であり、減額する金額の算出が困難なことから、その支援のあり方についても研究が必要であると考えております。

そのため、まずはアレルギーを有する児童生徒への支援を行っている他自治体の情報収集に努めてまいります。

#### 一問一答方式

【質問議員】 堀田 洸太郎 議員

【質問要旨】 3 学校トイレの洋式化について

【質問趣旨】 久留米市立小・中学校トイレの洋式化の状況について伺いたい。

【回答要旨】 小・中学校のトイレについては、児童生徒が清潔で快適な学校生活を送るため、便器の洋式化、床のドライ化及びバリアフリー化を目的に平成25年度より重点的に整備を進めています。

このことにより令和5年9月現在の市立小・中学校トイレの洋式化率は71.5%となっており、全国平均の68.3%を上回っています。

#### 2回目

【質問趣旨】 今後の学校トイレの整備方針はどのように考えているか見解を伺いたい。

【回答要旨】 家庭における洋式トイレの普及が進む中、学校現場では、児童生徒が和式トイレを避けて洋式トイレに並ぶ状況も見られ、洋式化に対する学校現場のニーズが高いと認識しています。

児童生徒が一日の大半を過ごす学校施設におけるトイレの環境改善は重要であり、トイレを衛生的に保つために洋式化と併せてドライ化し、また誰もが使いやすいようバリアフリー化も考慮して今後もトイレ整備を進めてまいります。

#### 3回目

【質問趣旨】 学校のトイレは、災害の避難所としても使用されることから改修が大切と思うが、再度今後の改修の予定についてお尋ねしたい。

【回答要旨】 学校施設は災害時の避難所として使用されることもあるため、高齢者や障害を有する方などを含めた一人でも多くの方が、より使いやすく、快適に使用できるトイレの整備を行っていきたいと考えております。

## 一問一答方式

### 【質問議員】

田住 和也 議員

### 【質問要旨】

2 久留米市立小・中学校について  
(1) 不登校について

### 【質問趣旨】

市内小中学校の不登校の現状、特にほとんど学校に行けていない児童生徒の割合について伺いたい。

### 【回答要旨】

久留米市の不登校児童生徒数は、小中学校合わせて令和3年度の512名に対し、令和4年度は700名と増加しております。

そのうち、出席日数が10日以下の割合は、令和3年度が、64名で、全体の12.5%で、令和4年度は、73名で、全体の10.4%となっております。

また、出席日数がゼロの児童生徒は、令和3年度が17名で、全体の3.3%です。令和4年度は700名中20名で、全体の2.8%となっております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

不登校は学校における対応が重要であると考えているが、学校内における不登校支援の取組と課題について伺いたい。

### 【回答要旨】

不登校が増加し続けている現状を踏まえ、本年度、不登校関係者や当事者を含む委員会を設置し、「不登校対応方針」を策定しているところであり、今後その方針に沿って、不登校対応を進めていくこととしております。

そのような中、学校内での不登校児童生徒への支援につきましては、担任等による家庭訪問や校内不登校対応委員会による組織的な対応のほか、教職員以外に、小学校では、生徒指導サポーターの配置、中学校では、教育支援教室を設置し、家庭訪問や学習支援、教育相談等を行っております。

課題といたしましては、それぞれの児童生徒の状況に応じた居場所づくりや学習支援、さらには、一人ひとりに寄り添った支援を行うための教職員への研修が必要であると考えております。

## 3回目

### 【質問趣旨】

不登校対応の取組について、学校内での対応をはじめ、今後どのような取組を行っていくのか伺いたい

### 【回答要旨】

不登校の対応については、安心して学べる魅力ある学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に考えることができるよう、様々な取組を進めていく必要があると考えております。

今回、不登校当事者・関係者へのインタビューの中でも、「担任の先生が家庭訪問をしてくれたことは素直に嬉しかった」「自分で自習をしており、誰かに勉強を教えてもらいたいと感じた」「保護者として子供の受験の焦りがあり、進路関係の情報が欲しい」といった声もいただいております。

今後、不登校対応につきましては、対応方針に基づき、教職員の意識を高めるための研修や、ICTを活用した学習支援、不登校児童生徒のみならず保護者に対する相談体制の充実など様々な手立てを講じながら、児童生徒一人ひとりの状況に寄り添った、きめ細かな対応に取り組んでまいりたいと考えております。

【質問要旨】 2 久留米市立小・中学校について  
(3) 学校図書について

【質問趣旨】 教育委員会が考える学校図書館の役割についてお尋ねする。

【回答要旨】 学校図書館は、学校図書館法において、学校の教育課程に寄与することや児童生徒の健全な教養を育成することを目的としております。  
児童生徒の読む力の育成だけでなく、資料の活用等により学習を豊かにし、情報活用能力の育成等さまざまな役割があり、児童生徒へ読書活動を推進するための拠点であると考えております。

## 2回目

【質問趣旨】 学校図書館は、児童生徒の読書活動推進のための拠点とのことだが、本市の各学校における学校図書館の利用状況についてお尋ねする。

【回答要旨】 令和4年度の児童生徒の年間1人あたりの貸出冊数は、平均で小学校は70冊、中学校は10冊程度となっており、小・中学校ともに、ここ数年ほぼ同じで推移している状況です。  
また、年間1人あたりの貸出冊数が最も多い学校は、小学校で200冊、中学校で20冊程度、最も少ない学校は、小学校で40冊、中学校で5冊程度となっております。

## 3回目

【質問趣旨】 どの学校でも学校図書館の有効活用が図られるように、市教育委員会として、どのような取組をしていくのかお尋ねする。

【回答要旨】 市教育委員会では、全学校で情報を共有するため、学校図書館支援員による巡回訪問研修や、各学校での利用促進に向けた取組事例等を紹介した「学校図書館サポート通信」を発行しております。  
また、学校司書の資質を向上するため、学校司書研修会や市立図書館と学校司書の合同研修会を開催しております。  
さらに、児童生徒が本を身近に感じられるようにするため、日々の授業における調べ学習等で、学校図書を活用するよう、各学校へ周知をしております。  
今後も、取組を継続しながら、児童生徒が本に興味を持つような選書にあたってのアドバイスや、学校図書館支援員と学校司書が読書活動推進イベントを企画する等、さらなる学校図書館の有効活用を進め、児童生徒が読書を楽しむ習慣の形成に取組んでまいります。

【質問要旨】 2 久留米市立小・中学校について  
(4) 給食室空調について

【質問趣旨】 空調機を設置した後の調理従事者の労働環境はどのように変わったか。

【回答要旨】 給食室の空調については、議会でも様々なご意見をいただくなかで、令和2年当時、空調設備が未設置であった小中学校35校について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、緊急的に給食調理室と配膳室に空調機などを設置してきました。

令和元年度に体調不良を訴えた調理従事者は延488人いましたが、今年度

は延25人と大幅に減少しており、空調機設置の効果はあったと認識していません。

#### 2回目

【質問趣旨】 まだ体調不良を訴える調理従事者がいるようだが、どのような課題があるのか。

【回答要旨】 令和2年度の対応は、空調機を未設置校に緊急的措置として取り付けることから設置場所が限定され、施設の広さや厨房設備のレイアウト等によっては、空調機の効果が最大に発揮できていない給食施設も一部残っており、今後の検討課題と認識しております。

#### 3回目

【質問趣旨】 体調不良を訴える調理従事者が多い学校をピックアップして、優先的に対応することが必要ではないか。

【回答要旨】 労働環境の改善については、学校現場の声を聞きながら、継続して取り組んでいくことが重要であると認識しています。

給食施設の空調については、学校施設全体の空調機整備に取り組む中で、財政的な課題や全体的な優先順位等を考慮しながら、計画的に取り組んでまいりたいと考えています。

#### 4回目

【質問趣旨】 できるだけ費用がかからない効果的な手法は考えられないか。

【回答要旨】 市教育委員会としましては、施設面での対応と併せて、学校現場、調理業務受託事業者と連携して、労働環境の改善に取り組み、安全安心な学校給食の提供に努めていくことが重要であると考えています。

引き続き、調理業務受託事業者との定期的な打合せの機会を活用しながら、調理従事者の適時な水分補給や休憩等の取得を働きかけるなど、労働環境の改善に努めてまいります。

#### 一問一答方式

【質問議員】 小林 ときこ 議員

【質問要旨】 2 子供政策の充実について  
(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて

【質問趣旨】 スクールカウンセラーの相談件数の推移は。また、スクールソーシャルワーカーの支援人数やケース会議も増えていると聞く。実績について伺いたい。

【回答要旨】 1 スクールカウンセラーの相談件数の推移について

市立学校におけるスクールカウンセラーによる、延べ相談件数の推移は、令和元年度は9,756件、2年度は11,249件、3年度は11,565件、4年度は12,905件となっており、年々増加しております。

2 スクールソーシャルワーカーの支援人数、ケース会議について

市立学校におけるスクールソーシャルワーカーが支援した児童生徒数は、令和元年度は160人、2年度が167人、3年度が201人、令和4年度は249人と、こちらも年々増加しております。

また、教職員や関係機関とのケース会議は、令和元年度は181回、2年度は339回、3年度は290回、4年度は334回となっております。

## 2回目

【質問趣旨】 スクールソーシャルワーカーの配置状況はどのようになっているのか、また、1人当たりの担当校数について伺いたい。

【回答要旨】 市教育委員会のスクールソーシャルワーカーの配置状況については、令和5年度は、正規職員が1名、任期付フルタイム職員3名、育児休業代替も含めた任期付短時間勤務職員が2名の計6名の配置となっております。  
その6名で市立学校の64校を担当しており、スクールソーシャルワーカーは1人あたりの平均で10.6校を担当する状況となっております。

## 3回目

【質問趣旨】 スクールソーシャルワーカーの雇用等に関して今後の方向性について伺いたい。

【回答要旨】 不登校児童生徒が年々増加している状況や家庭、子どもを取り巻く環境が複雑化するなど、スクールソーシャルワーカーの役割は益々高まっているものと認識しております。  
そのような中、スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、一部の短時間勤務職員をフルタイム職員に切り替えるなど、体制の充実に努めてきたところです。  
今後につきましても、近年のスクールソーシャルワーカーの確保が困難な状況も踏まえ、引き続き人材育成を図りながら、雇用や体制の充実に努めていきたいと考えております。

【質問要旨】 3 校則の在り方について  
(1) 校則の在り方の検討について

【質問趣旨】 校則の在り方と見直しについて、どのように検討を進めているのか問う。

【回答要旨】 令和5年3月に、生徒、保護者及び教員が参加する「校則見直しのプロセスを体験する学習会」を開催して、校則の在り方と見直しの方法について学習をしました。  
その後、各中学校において、学級会などで、子どもの権利や校則の意義を確認し、自らが校則を守ろうとする意識や行動が大切であるということを学習し、生徒や教員が主体となって、各学校に合ったさまざまな方法で見直しが進められ、現在は、17校全ての中学校において校則の見直しが行われたところです。

## 2回目

【質問趣旨】 校則をホームページに公開すべきだと思うが、市の考えを問う。

【回答要旨】 校則につきましては、保護者や地域の理解も必要であると考えており、共通理解が得られるように校則見直しの結果等をホームページ等で公表することは大切であると認識しております。  
現在は、各学校において、3月末のホームページ公開に向けた準備を進めているところです。

### 3回目

【質問趣旨】 校則見直しの過程における生徒の意見反映の仕組みについて問う。

【回答要旨】 各中学校においては、校則見直しの過程において、さまざまな形で生徒の意見を取り入れております。

具体的には、アンケートで生徒一人一人の意見を聞いたり、生徒代表や学級会で話し合う機会を作ったり、生徒集会等において学校全体で確認や議論しております。

最終的には、生徒、教員、保護者の3者の代表が参加する「校内検討委員会」等で子どもと大人が意見交流を行い、見直しが必要な校則については、学校長へ見直しの提案が行われました。

今後、校則や学校生活上の規則の見直しに関しては、こども基本法において、子ども等の意見の反映について定められているように、生徒一人ひとりの声が反映されるよう、学校への支援を続けてまいります。

【質問要旨】 4 青峰小学校と高良内小学校の統合について

(1) 統合に向けた教育環境について

【質問趣旨】 学校の統合について、子どもたちからはどのような声が出されているのか。

【回答要旨】 令和7年4月の青峰小学校と高良内小学校の統合に向けて、各学校では、児童一人ひとりの様子を注意深く見守るとともに、交流事業の実施後には、児童へのアンケート調査も行っています。

交流事業のアンケートの中では、「友だちができるか、仲良くなれるか不安」といった声や、「遠くなるから遅刻しないか心配」といった声がある一方で、「みんなでいろいろな遊びをしたい」、「友だちがいっぱいできそうだった」、「早く会いたい」といった声もあり、不安の声と期待する声がある状況です。

今後も、学校、保護者、地域などと連携を図りながら、児童の声をしっかりと把握するよう努めてまいります。

### 2回目

【質問趣旨】 児童に寄り添った不安感の解消、心のケアについて、どのような対応を行っているのか。

【回答要旨】 統合による不安をできる限り解消していくためには、児童同士が徐々に馴染んでいけるような取組を進めることが重要であると考えています。

そのため、交流の時間を段階的に増やしたり、児童同士が自然と触れ合い、打ち解けやすくするためのレクリエーションを取り入れたりと、様々な工夫を行いながら交流事業を実施しています。

今年度は、それぞれの学校からリモートによる交流や合同音楽鑑賞などの交流事業を実施したところです。

また、児童の心のケアについては、青峰小のスクールカウンセラーの配置を月1回から2回に拡充し、カウンセラーと面談する時間を児童1人ずつに設けるなどの対応を行っています。

### 3回目

【質問趣旨】 子どもを支える教職員が、その役割を果たすことができるよう、教職員の体制は十分に確保されるのか。

【回答要旨】 来年度の青峰小及び高良内小では、通常の学校運営に加え、交流事業の実施や備品の整理、青峰小の閉校に伴う思い出づくりなど、統合の準備等で教職員の負担が増えることが想定されます。

市教育委員会は、引き続き、学校と連携を密にし、教職員が児童に寄り添い向き合いながら、円滑に統合の準備を進めることができるよう、事務補助職員の配置等を含め、体制の確保に努めてまいりたいと考えています。

#### 一問一答方式

【質問議員】 長野 哲 議員

【質問要旨】 2 我が国と郷土を愛する国民の育成について  
(1) 小・中学校における教育の現状について

【質問趣旨】 我が国と郷土を愛する国民の育成について、小・中学校における教育の現状はどうなっているかを問う。

【回答要旨】 市教育委員会では、久留米市教育振興プランに基づき、「ふるさと久留米」への愛着と誇りを持ち、将来への貢献を思っている「くるめっ子」を育成しております。そのような中、郷土愛に関する学習については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて行っています。

具体的には、道徳科においては、郷土や我が国の伝統と文化を尊重し愛する態度の育成、社会科においては、地域への愛着や我が国の歴史、伝統を大切に、我が国の国土や国を愛する心情を育むことを指導しています。

特に、総合的な学習の時間では、「地域や学校の特色に応じた課題」を取り扱い、本市では、小学校では3年生以上の各学年で、中学校ではいずれかの学年で10時間から40時間程度、学校の裁量によりふるさと久留米について学び、誇りと愛情を育むことを目的とした「くるめ学」に取り組んでおります。

【質問要旨】 2 我が国と郷土を愛する国民の育成について  
(2) 中学校社会科における学習について

【質問趣旨】 来年度は教科用図書採択の年だが、どの時期に、どのような手続きで採択に至っているのか。また、教科書見本は一般に公開され、その時期や期間、閲覧場所など公表されているのか。

【回答要旨】 1 採択時期・手続き  
教科書採択につきましては、公正性・透明性を確保し、適切に行っております。

採択の時期、手続きについては、まず、年度当初に県の選定資料をもとに市の選定方針を定め、附属機関である「久留米市教科用図書選定委員会」に対し、教科用図書の内容等の特徴を審議することについて諮問いたします。

次に、選定委員会において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書について、選定方針に沿って調査研究を行い、市教育委員会に対して報告されます。

そして、その内容を参考に市教育委員会が審議し、最終的には8月末をめどに採択を行っております。

## 2 教科用図書の閲覧・公表

また、見本本の公開については、県教育委員会において、本市も含めた県内の教科書展示会の開催場所や期間が公表され、一般の方も閲覧することが可能となっております。

なお、令和5年度については、市教育センターにおいて展示会を開催いたしました。

### 2回目

【質問趣旨】 中学校社会科歴史分野の選定の観点はどうなっているのか。

【回答要旨】 現在使用している社会科の教科用図書選定の観点では、「我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや他国の文化を尊重することの大切さについての自覚を深めることができる内容になっていること。」と示されております。

### 3回目

【質問趣旨】 現在採択している教科用図書において、歴史分野の記述に疑義があると考えますが、市教育委員会の見解を問う。

【回答要旨】 各教科用図書の内容等については、国において様々な基準に基づいて検定が行われており、本市においては、検定を経た教科用図書の中から、市の選定方針や観点に沿って、児童生徒の学習理解が最も効果的に進むものを採択しております。

今後も、公正性・透明性を確保し、適切に教科書採択を行ってまいります。

### 一問一答方式

【質問議員】 そうだ 耕一郎 議員

【質問要旨】 1 市立中学校の部活動の今後について

【質問趣旨】 ①部活動設置数の一番多い中学校と少ない中学校の差は。  
②部活動の地域移行の検討状況について。

【回答要旨】 1 部活動設置数の差について

運動部では、一番多い学校が21種目、一番少ない学校が9種目で、その差は12種目となっております。また、文化部では、一番多い学校が8種目、一番少ない学校が1種目で、その差は7種目となっております。

2 地域移行の検討状況について

部活動の地域移行に関しましては、有識者、運営団体関係者、学校関係者、保護者などで構成される部活動地域移行検討協議会を設置し検討を進めております。

現在は、休日の部活動について、令和10年度末までの5年間を移行期間として、サッカー、ソフトボール、バレーボールの3競技をモデル部活動に指定して検証を行い、段階的にモデル部活動数を増やしながら地域移行を目指す方法が検討されているところです。

## 2回目

### 【質問趣旨】

将来的に、過渡期的な措置として、合同部活動を常設することについて問う。

### 【回答要旨】

部活動の地域移行につきましては、現在、地域移行検討協議会において、先ほど述べたサッカー等のモデル部活動を、2校から3校の複数校で休日に実施する合同部活動が第一段階の方法として検討されているところです。

その理由としまして、合同部活動については、顧問や指導者の体制整備、他校への移動や練習中のけがに関する責任の所在など、さまざまな課題があります。

そのような課題を一つひとつ丁寧に解決していく必要がありますので、まずは、実施する各学校に同じ種目の部活動の設置が前提とした、休日の合同部活動から進めていきたいと考えております。

今後、部活動の地域移行につきましては、その受け皿となる地域やスポーツ団体等との連携・協力が必要不可欠でありますので、慎重に進めてまいりたいと考えております。

## 一問一答方式

### 【質問議員】

永田 一伸 議員

### 【質問要旨】

1 教員の働き方改革について

### 【質問趣旨】

教職員の勤務実態と負担となっている業務にはどのようなものがあるかを伺いたい。

### 【回答要旨】

1 教職員の勤務実態について

今年度、市教育委員会が、全教職員を対象に実施した調査結果によりますと、教員が学校で業務にあたっている時間は、小学校では9時間から10時間が最も多く、中学校担任では、13時間以上が最も多くなっており、未だ長時間勤務が続いている状況となっております。

2 教職員が負担を感じている要因について

ストレスの要因として多くを占めるものは、小学校では、対処困難な児童への対応、事務的な業務量の多さ、保護者対応となっております。中学校では、事務的な業務量の多さ、対処困難な生徒への対応、部活動となっております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

教員の働き方改革の主な取組について伺いたい。

### 【回答要旨】

1 これまでの取組について

これまでの働き方改革の主な取組は、月2回の市内一斉定時退校日の設定、時間外電話の自動応答メッセージ対応、学校閉庁日の設定、学校行事の精選などでございます。

また、学校で教員免許を持たなくても可能な業務を行う教員業務支援員を配置するとともに、部活動については、指導や大会引率も行える部活動指導員を配置し、質問教室については、学習指導を行う学習指導員や学習支援員を配置しているところです。

## 2 令和6年度の取組について

今後についてですが、令和6年度からは、新年度の準備期間を確保するため、1学期の始業日を繰り下げるとともに、事務負担の軽減につながる新校務支援システムを導入する予定としております。

また、教育業務支援員のほか、部活動指導員や学習指導員等の配置に係る予算を引き続きお願いしているところです。

### 3回目

#### 【質問趣旨】

教員の働き方改革に対する教育委員会の決意を伺いたい。

#### 【回答要旨】

教員の負担軽減を図る上で、働き方改革の推進は重要であると考えています。

そのような中、教員の仕事は、授業の準備や部活動、自主的な研修や地域での活動などがあり、それらの業務は、勤務時間外にも行われている状況にあります。

市教育委員会では、これまでの働き方改革の取組を引き続き進めていきますとともに、ご質問の部活動や質問教室等の時間外勤務の状況につきましては、調査等を検討していきたいと考えております。

働き方改革は、教員がやりがいを持って子どもに向き合う時間を作るためにも必要な取組です。

今後も、保護者や地域の理解・協力を得ながら、学校と連携した働き方改革にしっかりと取り組んでまいります。

## 個人

### 一問一答方式

#### 【質問議員】

生野 薫 議員

#### 【質問要旨】

- 2 子育て支援について  
(1) ブックスタートの現状について

#### 【質問趣旨】

コロナ禍前後でのブックスタートの活動状況についてお尋ねしたい。

#### 【回答要旨】

- 1 ブックスタートの概要  
久留米市では、赤ちゃんの健やかな成長を願う子育て支援、また初めての本との出会いをサポートする読書支援の場として、平成14年度から生後4か月を過ぎた0歳児を対象に事業を開始しております。
- 2 コロナ禍前後の活動状況  
ブックスタートでは、絵本が入ったブックスタートパックを手渡すとともに、趣旨の説明や絵本の読み聞かせの実演をボランティアスタッフと図書館職員が行い、保護者にも読み聞かせ体験をしてもらっています。  
会場は、図書館及び図書施設の9か所で行い、各会場では保育士による育児相談も実施しています。  
コロナ禍前は予約なしの自由参加としておりましたが、コロナ禍以降は人数を制限した予約制の個別対応に変更したため、参加者同士の交流なども難しくなっております。  
現在は、自由参加で受け入れる会場を増やしてきており、今後、さらに参加者同士の交流も行われるよう呼びかけを行っていきたいと考えております。

#### 【質問要旨】

- 2 子育て支援について  
(2) ブックスタートの課題について

#### 【質問趣旨】

コロナ禍前後でのブックスタートの課題についてお尋ねしたい。

#### 【回答要旨】

- 1 ブックスタートの課題  
久留米市のコロナ禍前の参加率は平成28年度の61.5%をピークに60%前後を推移しておりましたが、コロナ禍以降は、令和元年度は54.7%、令和4年度は51.4%とさらに低下しており、参加率の減少が課題であると認識しております。

## 2回目

#### 【質問趣旨】

参加率向上のためにどのような対策を考えているかお尋ねしたい。

#### 【回答要旨】

現在はブックスタートの対象者へはがきによる参加証送付以外に、参加率向上のため、出生届出時の予防接種セットおよび10か月健診案内時にブックスタートのチラシを同封しています。  
また、「新生児訪問事業」において、生後3か月までの赤ちゃんがいる家庭への訪問時に保健師・助産師がブックスタートの案内をってもらう取り組みを行っております。  
今後につきましては、1歳までに参加できなかった人に対して、再度参加証を送付するなど、受取期間を延ばす検討を行い、参加率向上に努めてまいります。

## 一問一答方式

### 【質問議員】

石田 眞一郎 議員

### 【質問要旨】

- 1 田主丸図書館の閉館中の対応について  
(1) 現状と課題について

### 【質問趣旨】

田主丸図書館の休館中の対応として仮出張所が開設されたが、施設の状況をお尋ねしたい。

### 【回答要旨】

田主丸図書館は、令和5年7月の大雨浸水被害により休館が続いており、地域の読書環境の整備を行うため、令和6年2月28日より田主丸アリーナ内に「田主丸図書館仮出張所」を開設しました。仮出張所には、小説や実用書、児童書など、比較的利用の多い新しい本を約2,000冊、CD・DVDの視聴覚資料約400点を配置し、図書の貸出・返却、予約本の受取りなどの図書館サービスを実施しています。

開館時間は、田主丸図書館と同様に10時から18時、休館日は毎週月曜日、毎月第4木曜日となっております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

仮出張所での課題をお聞きしたい。

### 【回答要旨】

田主丸図書館は、地域住民の学びと情報の拠点として必要不可欠な施設であり、令和4年度の貸出者数は延22,110人、貸出冊数は93,004冊の利用がありました。

今回、開設した仮出張所は田主丸図書館と比較するとスペースが限られていることが課題であると認識しております。

### 【質問要旨】

- 1 田主丸図書館の閉館中の対応について  
(2) 今後について

### 【質問趣旨】

田主丸図書館と同様の環境整備ができない中で、今後、仮出張所はどのようなサービスを行っていくのかお聞きしたい。

### 【回答要旨】

仮出張所は限られたスペースではありますが、貸出・返却、読書相談サービスのほか、仮出張所以外の市内の図書館・図書施設、合計9か所からも、インターネットを活用した本の取寄せや受取りができるため、こうした方法を知っていただき、利用につながるよう、丁寧に対応したいと考えております。

また、3月21日から開始する電子図書館サービスの利用につきましても、ひとりでも多くの方が利用できるよう、周知を図ってまいります。

さらに、今後、仮出張所を運営するなかで利用者の声をお聞きしながら、田主丸地域の読書活動の推進に努めてまいります。

一括質問方式

【質問議員】

大熊 博文 議員

【質問要旨】

6 市立学校のAEDの設置について

【質問趣旨】

土日や夜間に施設を利用する社会教育団体などが緊急時に校内のAEDを利用できるようにすべきと考えるが、その進捗状況を問う。

【回答要旨】

1 学校におけるAEDの設置状況

AEDにつきましては、各市立学校に1台以上設置されており、合計で72台設置しています。

設置場所は、児童生徒等に不測の事態が起きた際に教員がすぐ駆け付けられるよう、大部分は校内の職員室や玄関付近となっています。また、屋外や体育館には5台設置されており、社会教育団体等が活動する休日や夜間等にも利用できるようになっています。

2 協議の進捗状況について

学校に設置しているAEDについては、緊急時における児童生徒等の安全確保を基本としながら、社会教育団体を始め、学校施設を利用する方々にできる限り配慮する必要があると考えております。

そのうえで、運動場や体育館と職員室等の距離が近いような場合には、職員室等のAEDを運動場等に移設したり、持ち運びすることができるAEDの活用やAEDの新規設置など、様々な工夫をする必要があると考えております。

今後についても、児童生徒や学校施設の状況、施設利用の状況等を考慮しながら、適切なAEDの設置に向けて、引き続き教育委員会と協議してまいりたいと考えております。

## 久留米市立中学校における校則の見直しについて

### 1 校則の意義（R4.12 文部科学省 生徒指導提要）

校則は、児童生徒が遵守すべき学習上・生活上の規律として定められるものであり、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられます。

学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、校則は、教育的意義を有するものとして、最終的には校長により定められます。

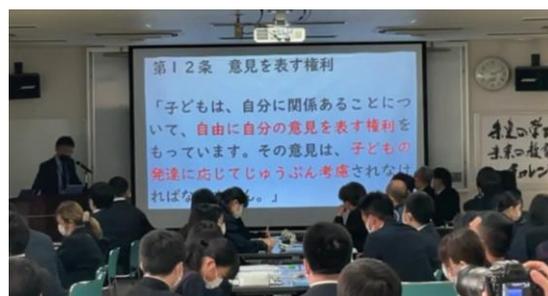
### 2 基本方針

各中学校の教育目標を達成するために、こども基本法等に基づき、子どもは権利を行使する主体であるという観点に立ち、校則が必要かつ合理的な範囲内で制定・運用・見直されるようにします。

### 3 校則の見直しについて

#### (1) 留意点

久留米市中学校校則のあり方検討協議会で取りまとめた校則のあり方に関する考え方を踏まえ「法令等を根拠にする」「生徒の成長を支援する」「生徒が主体的に参画できる仕組みを作る」「家庭・地域全体で共有する」に留意し、各中学校の状況に応じて見直しが行われました。



子どもの権利の説明の様子

#### (2) 体験学習会

見直しに当たっては、全中学校の生徒・保護者・教員が参加した校則見直しのプロセスを体験する学習会（R5.3.27）を事前に開催し、子ども基本法等についての学習や校則改定のプロセスの体験を行いました



校則に関する協議の様子

#### (3) 見直しの観点

地毛の色など生まれ持った性質に許可を設けていないか、服装など健康上の問題の恐れがないか、性別の区別など多様性を尊重しないものになっていないか、合理的な説明ができない内容になっていないかという観点で見直しを行っていきます。

### 4 公表について

令和6年3月末までに、各中学校のホームページで公表する予定です。



## コミュニティ・スクールモデル校(御井小・安武小・金島小)の取組について

### 1. 目指す子ども像の共有

- ・元気にあいさつができる子ども/人や自然にやさしい子ども/つながりを大切にして深く学ぶ子ども【御井小】
- ・進んで地域のひと・もの・ことに関ろうとする子ども/自分もまわりの人も大切にすることができる子ども【安武小】
- ・ふるさとを愛し、郷土を誇れる子ども/自分やまわりの人を大切に、よりよい人間関係をつくれる子ども【金島小】

### 2. 学校運営協議会の協議内容

- ・学校運営の基本方針についての説明及び承認
  - ・プランについての話し合い
  - ・地域学校協働活動の具体的な取組や進捗報告
  - ・学校運営に関する意見交流
  - ・学校が抱える課題(学力/生活実態/いじめ・不登校等)の共有や意見交流
- 等

### 3. 地域学校協働活動(別紙参照)

### 4. 成果と課題

#### 【成果】

- 学校と地域の窓口となる「地域学校協働活動推進員」が配置されることで地域人材の活用が活発化し、郷土学習や体験学習などの教育活動が充実した。
- 地域の方とのふれあいや地域の方に褒めていただくことにより、子どもの自尊感情の高まりが見られた。
- 学校運営協議会での話し合いや目指す子ども像・教育課題の共有を通して、学校・家庭・地域の協働意識が高まった。
- 地域の方が子どもたちに関わることで、地域の方のやりがいや喜びにつながった。

#### 【課題】

- 地域学校協働活動を持続的な取組とするための新たな人材の発掘や多くの人を巻き込む仕組みづくり
- 地域と学校をつなぐ役割の「地域学校協働活動推進員」の発掘・育成
- 保護者や地域住民へコミュニティ・スクールについての丁寧な説明・周知

### 5. 今後の予定

#### ◇小学校

地域と話し合い、準備ができた学校から順次導入する。(令和6年～令和9年)

#### ◇中学校

令和6・7年度にコミュニティ・スクールモデル校事業を実施した後、地域と話し合い、準備ができた学校から順次導入する。

## 各モデル校の地域学校協働活動の実際

### ◇御井小学校



地域の方が、1・2年生の放課後学習会にボランティアとして参加し、子どもたちの学習意欲の向上につながっています。



地域ボランティアガイドの方と高良山に登り、調べたことを地域の祭りで発表したことで、地域の方々に大変喜ばれました。

### ◇安武小学校



各学年において、地域の方から学ぶ学習が位置づけられ、食／防災／郷土愛に関する教育が充実しました。



学校・家庭・地域で子どもをほめる取組の1つとしてほめチャレ学習会を実施し、子どもたちの自尊感情の高まりにつながっています。

### ◇金島小学校



地域の方から郷土の自然や歴史について学び、子どもたちに郷土への愛着や誇りを育むことができました。



金島キッズ応援隊の方が、家庭科や読み聞かせ、クラブ活動等にGTとして参加し、子どもたちの学びが深まりました。

## 中央学校給食共同調理場の次期運営方法について

### 1 趣旨

P F I方式で運営する中央学校給食共同調理場は、令和6年度末で契約期間が満了しますが、P F I満了後の運営方法の決定は、久留米市で初めてになります。

市教育委員会では、専門機関（株式会社 長大）に調査分析を委託し、「給食の安定供給」「施設・設備の更新」「財政負担や事務負担」等の観点から検討したうえで、令和7年度以降の運営方法を取りまとめました。

### 2 中央学校給食共同調理場について

#### (1) 概要

平成22年度より、市で初めてのP F I方式による運営を行っています。

市立中学校14校の給食（1日あたり約7,000食）を調理・配送しています。



#### (2) 現行のP F I方式

施設や敷地を久留米市が所有し、施設整備（設計監理・建設）、維持管理（保守・修繕・清掃・警備）、運営（給食調理・配送）は、特別目的会社（S P C）である久留米学校給食サービス株式会社が行うB T O方式（Build Transfer and Operate）です。

### 3 P F I方式の総括評価

#### (1) 業務運営

- ① 施設整備では、衛生管理・アレルギー対応食の提供・環境負荷の低減・コスト縮減等が実施された施設整備となっています。
- ② 維持管理では、予防保全を基本とした点検保守管理が適切に行われており、給食の提供に影響するような事件事故は生じていません。
- ③ 運営では、調理・アレルギー等の各種マニュアルに基づく衛生管理により、安全な給食提供が実施されています。



## (2) 施設・設備の状況

全体的には、経過年数に相応した軽度の劣化は見られますが、定期的な修繕等により、施設の健全度は良好な状態が保たれています。

しかし、次期事業期間中には、各種設備の耐用年数や劣化状況等に応じた計画的な更新等が必要です。

## (3) 経済効果

事業期間中は、消費税率の引き上げや物価高騰等の影響を受けたものの、次のような効果が見込まれています。

|              |                                                                                                                       |                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| P S C<br>①   | 公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の見込額で、PFI 事業の効果を評価する際に使用するもの<br><br>Public Sector Comparator                                | 4,954,783 千円          |
| L C C<br>②   | 計画から施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なライフサイクルコスト<br><br>Life Cycle Cost                                           | 4,049,819 千円          |
| V F M<br>①-② | PSC と LCC との比較による PFI 事業の評価指標であり、支払 (Money) に対してどれだけ価値の高いサービス (Value) を供給することができるかという考え方に基づくもの<br><br>Value for Money | 904,964 千円<br>(18.3%) |

\* 金額は、現在価値に換算したものの

## 4 次期運営方法

### (1) 事業期間

次の理由から、令和7年度～11年度までの5年間とします。

- ① P F I 満了後5年程度は、必要な更新・修繕の実施によって、現在の状態を一定保つことができると見込まれます。
- ② 施設供用後20年を経過すると、一般的に大規模改修が必要になる可能性が高く、当該リスクが含まれることで費用の高止まりが生じます。

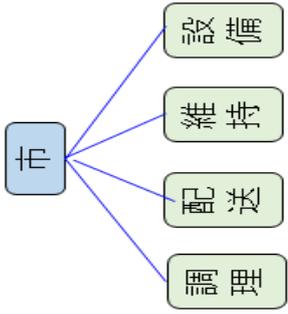
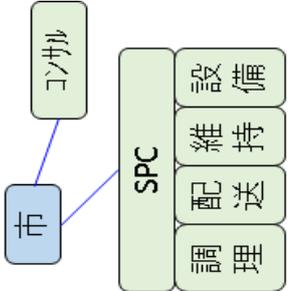
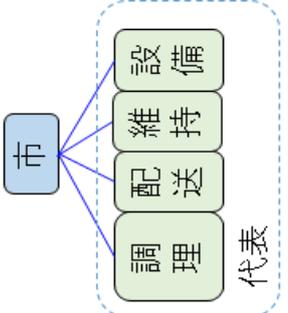
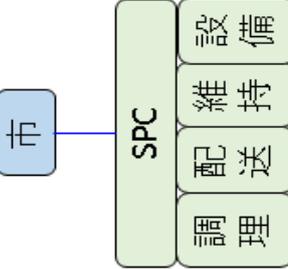
### (2) 運営方法

運営方法の比較（次ページ参考）により、特別目的会社（S P C）を設置する包括的民間委託方式とします。

### (3) 今後の予定

令和6年4月に事業者の選定手続を開始し、8月中を目途に選定を行います。

**[参考] 運営方法の比較**

| 個別委託方式                                                                                                                                                                                                                                             | P F I 方式                                                                                                                                                                                                                           | 包括委託 [ S P C なし ]                                                                                                                                                                                                                                                    | 包括委託 [ S P C 設置 ]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間ノウハウの活用によるコスト減が期待できない。</li> <li>● 一体的な施設運営と管理ができないため、事業の継続的な安定性が懸念される。</li> <li>● 事業者の倒産リスクがある。</li> </ul> |  <p>市</p> <p>SPC</p> <p>調理 配送 維持 設備</p> <p>コンサル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模な施設改修等を実施しないため、P F I 方式による効果が期待できない。</li> </ul> |  <p>市</p> <p>調理 配送 維持 設備</p> <p>代表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一体的な施設運営と管理等により、事業継続が安定する。</li> <li>○ 民間ノウハウの活用によるコスト減が一定期待できる。</li> <li>● 事業者の倒産リスクがある</li> </ul> |  <p>市</p> <p>SPC</p> <p>調理 配送 維持 設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一体的な施設運営と管理などにより、事業が継続的に安定する。</li> <li>○ S P C の一元的な管理のもと、日常的な運営や事件事故の際の円滑な対応が期待できる。</li> <li>○ 民間ノウハウ活用によるコスト減が最も期待できる。</li> <li>○ 想定される経費効果が最もよい。</li> </ul> |
| <p><b>評価 ×</b></p>                                                                                                                                                                                                                                 | <p><b>評価 ×</b></p>                                                                                                                                                                                                                 | <p><b>評価 ○</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                   | <p><b>評価 ◎</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |